

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書概要

専門技術チームの設置・目的

○専門技術チームは、以下について検討することを目的として設置された。

① 戦没者遺骨のDNA鑑定人会議（以下「DNA鑑定人会議」という。）において指摘を受けた埋葬地に係る遺骨について、

ア 現地での鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認

イ 日本人の遺骨である可能性の確認

② 日本人の遺骨である可能性の標準的確認方法の提示

※ 現時点における確認方法の評価、新たな技術を応用することの課題の整理を行った上で、日本人の遺骨である可能性の標準的確認方法を提示する。また、他分野の技術についても広く探索し、その活用を検討する。

③ ①・②を踏まえた今後の遺骨収集の作業手順の検討

○令和元年度内を目途に有識者会議に報告を行うこととされた。

専門技術チームの構成員

※50音順、○は主査

浅村英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
北川美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
坂上和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
坂 英樹	明海大学歯学部教授
篠田謙一	国立科学博物館副館長
玉木敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
橋本正次	東京歯科大学副学長
盛川英治	日本遺族会事務局長
山田良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法歯学教授

収集手順班・DNA鑑定班

※50音順、○は班長

【収集手順班】

○目的

- ・ロシアの9事例の手続の確認
- ・収集の手順の検討

○構成員

坂上和弘
坂 英樹
橋本正次 ○
盛川英治

【DNA鑑定班】

○目的

- ・ロシアの9事例及びフィリピンの10検体についてのDNA鑑定
- ・DNA鑑定の標準的手法の検討

○構成員

浅村英樹 ○
浅利 優
北川美佐
篠田謙一
玉木敬二
山田良広

ロシアの9事例に関する現地での収集手続について

- 当時の調査・収集手順について検討を行った。意見をまとめると以下のとおり。
- ・ロシアから提供された情報については調査の前提として一旦受け入れるしかなかったと考えられる。
 - ・日本側の鑑定人が同行していない当時、ロシア側の鑑定人に疑問を呈することは難しかったと考えられる。
 - ・ロシア側から提供された資料について日本人のみが埋葬された場所であったかは不明であり、現地の方々の証言も必ずしも正確ではなかった。
 - ・系統的なトレンチを入れて発掘する必要があった。ロシア側の情報は参考意見と捉えた上で、実際の埋葬状況や発見した遺骨の状況からその意見の確度を確認することが必要であった。
 - ・埋葬状況の写真など残っている記録が非常に少なく、鑑定時に埋葬状況の判断ができなかったという問題があった。
 - ・現地での収容について考古学的方法で作業することが望ましかった。ただし、人と時間を要する点に留意が必要である。

ロシアの9事例、フィリピンの10検体のDNA鑑定について

(ロシアの9事例)

埋葬地	①ザバイカル地方第24収容所第13支部	②ケメロボ州第526収容所第6支部	③クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部－1	④イルクーツク州第7収容所第8部隊－2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊	⑤ハバロフスク地方第2収容所第5支部付属中央病院墓地	⑥ハバロフスク地方第2収容所・第3支部マンガクト駅地区	⑦ハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区	⑧イルクーツク州第7収容所第22支部	⑨タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェフカ村墓地
鑑定柱数	16柱	2柱	45柱	70柱	128柱	94柱	125柱	74柱	43柱
鑑定結果	日本人を主体とした埋葬地ではない	日本人を主体とした埋葬地ではない	日本人を主体とした埋葬地ではない	日本人を主体とした埋葬地ではない	日本人を主体とした埋葬地ではない	日本人(名簿登載者)と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる	日本人を主体とした埋葬地ではない	日本人を主体とした埋葬地ではない	基本的にロシア側の提示したとおりの日本人が埋葬された墓地であるが、一部、日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地である

- ・⑥、⑨の2事例については日本人の名簿登載者が含まれる埋葬地であったが、一部、日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地であった。この2事例は、個々の遺骨についての日本人の遺骨である可能性を詳細に調べる必要があり、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施することが適当である。

(フィリピンの10検体)

- ・10検体の全てが、日本人の遺骨である可能性が低いという結果となった。10検体を採取した遺骨は、それぞれ別々の場所で収容されており今回の鑑定方法では、個別の遺骨について確定的な判断を行うことはできないことから、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施することが適当である。なお、当該10検体以外のフィリピンから持ち帰った同様の遺骨については、既に焼骨を行っていることから、DNA鑑定は不可能であり、評価はできない。

鑑定方法

(ロシアの9事例)

- ・身元特定のためのDNA鑑定のデータを用いて、国際的に利用されているWEB上のデータベースを用いて確認。埋葬地単位で日本人の埋葬地であったかの鑑定を行った。
- ※この方法では個々の遺骨について日本人の遺骨である可能性の判断を行うことは困難であり、埋葬地単位での判断ができるに留まる。
- ※日本人の遺骨でない可能性を評価しており、個別の遺骨について、「日本人の可能性が低い」又は「判定不可」のいずれかとしている。「判定不可」は、「日本人の可能性が低い」以外のものであり、その中には日本人の遺骨である可能性を示すものも含まれている。
- ※この方法ではアジア地域の他国と明確に区分することは困難である。

(フィリピンの10検体)

- ・ミトコンドリアDNAのハプロタイプから日本人に多く見られるタイプか、フィリピン人に多く見られるタイプかを検討。(判定基準は平成23年10月に報告済みの「フィリピンでの遺骨帰還事業検証報告書」と同一のもの。)
- ※Y染色体については、状態の悪い試料であったため3つのSNPsについてのみ報告。これらの結果からは、大まかなハプロタイプ分類しかできず、あくまでもミトコンドリアDNA系統解析を補佐するに留まる。
- ※「日本人の可能性が低い」又は「判定不可」と判断。なお、10検体を採取した遺骨はそれぞれ異なる地域から収容されていることから、10検体の判定結果をもって埋葬地として評価することはできない。

既に収集した遺骨で検体がある遺骨

- ・これまで検体を採取した遺骨については、既に身元特定のためのDNAデータが存在することから、ロシアの9事例と同様の方法で鑑定を実施することが適当である。作業を効率的に進めるため、データの入力等の作業は、厚生労働省において実施することが適当である。

今後の遺骨収容及び遺骨鑑定のプロセスについて(詳細は別添の図を参照)

○遺骨収容のプロセスについては、次のように実施すべきである。

- ・遺骨の一部を検体として採取して持ち帰り(未焼骨)、他の部位は現地で保管又は再埋葬する。
- ・遺骨を現地で焼骨してしまうと、再鑑定の必要性が生じた場合に形質での鑑定を行うことができない。また、DNA鑑定等により所属集団の推定を行っていない遺骨を焼骨することは相手国との関係を損ねるおそれがある。このため、検体のDNA鑑定を行う前に現地で焼骨を行わない。一方、同行した遺族等の心情を踏まえ、現地での慰霊など遺族の心情に配慮した場を設ける。

○遺骨鑑定のプロセスについては、次のように実施すべきである。

- ・まずは、WEB上のデータベースを参照したDNA分析を行い、判定不可のものについて次世代シーケンサによるSNP分析を行う。
- ・その後、所属集団推定のための専門家による会議を実施し、所属集団の推定を行う。
- ・また、所属集団推定のためのDNA鑑定と並行して、現在と同様に、身元特定のための専門家による会議(現行のDNA鑑定人会議)において身元特定のためのDNA鑑定結果について議論する。

個性のない破片状の遺骨の取扱い

- ・遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出ができないため、鑑定を実施する必要がないのではないかと考えられる。そのようなDNA鑑定を実施しない遺骨のみの場合については、遺族の心情を踏まえて、現地で焼骨することも考えられる。
- ・どの程度の状態の遺骨を鑑定するかについては、今後、DNAの抽出状況を踏まえて見直していくことも検討すべきである。

収容体制、鑑定体制について

(形質鑑定の専門家の人材育成など収容体制の強化)

- ・形質人類学などこの分野に精通した人材が日本には多くないため、長期にわたる課題ではあるが、遺骨鑑定人をはじめ、遺骨収容に関わる人材の研修を行い専門性を高めるなど、人材育成を行っていくべきである。

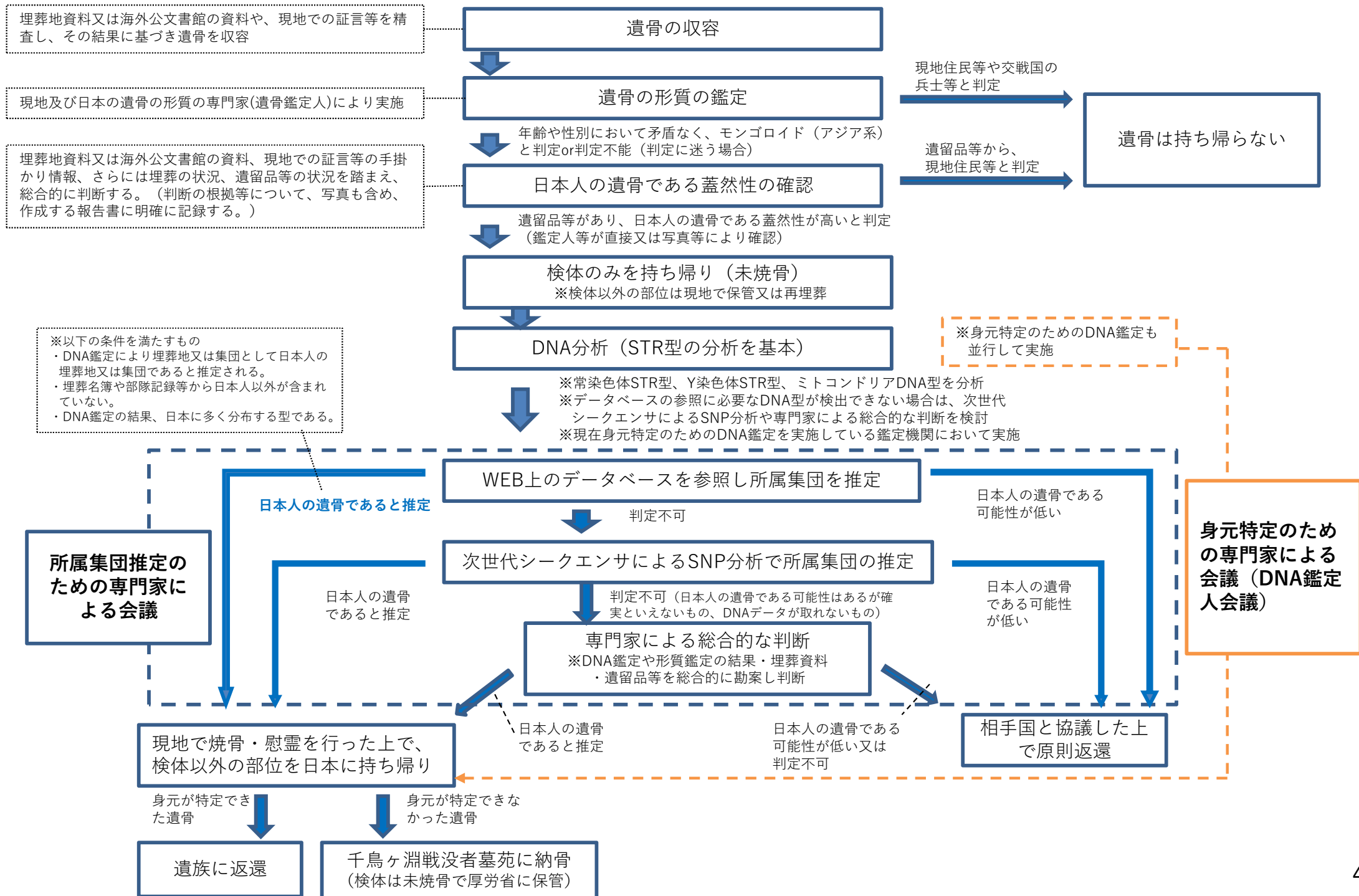
(一元的な鑑定組織の検討など鑑定体制の抜本的な改革)

- ・国が責任を持って国の機関で全ての遺骨の鑑定を行うことが望ましく、国で整備を検討すべきである。しかし、国内の専門人材の現状や、事業の継続性を考慮すると、大学などの研究機関と分担して実施していくことが当面は現実的である。その場合、鑑定機関における鑑定体制を強化するためには、各機関が人や機器、場所を準備できるよう国が必要な支援を行うべきである。
- ・従来の形質鑑定やDNA鑑定による身元特定に加え、新たに追加されたDNA鑑定による所属集団の推定など、多岐にわたるプロセスを科学的見地から整理し、進行管理できる一元的な組織体制の構築が必要である。そのため、国は、どのような組織体制が適切か速やかに検討すべきである。その際、専門家による会議体など外部の専門家を取り込んだ体制とするべきである。
- ・技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を、継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行うため、専門家による技術評価や助言を行う体制も必要である。このための会議体を設けるべきである。

(所属集団の推定の手法等)

- ・次世代シーケンサによるSNP分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がない(※)ことから、実施した結果を踏まえて、分析方法等を見直しながらか活用していくことが適当である。 ※現代人や古人骨については実績あり。
- ・同位体比分析は、米国のDPAA(Defense POW/MIA Accounting Agency)においても、活用が検討されており、所属集団の推定に関して安価に実施できる可能性がある。一方で、収集相手国それぞれの参照データが必要であることなどから、実用化に向けた研究を行っていく必要がある。また、放射性炭素¹⁴C年代測定により、生存年代推定が実施できることから、まずは、必要に応じて、古墓由来の遺骨等とのスクリーニングに活用するべきである。

今後の遺骨収容・鑑定のプロセス



戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び
鑑定方法の検討等に関する
専門技術チーム 報告書

令和2年3月25日

目次

第1章	専門技術チームの概要について	1
第1	専門技術チームの設置・目的	1
第2	収集手順班及びDNA鑑定班の設置	1
第3	専門技術チームの構成	1
第4	確認対象の概要	2
第2章	専門技術チームの議題について	3
第1	収集手順班における議題	3
第2	DNA鑑定班における議題	4
第3章	ロシアの9事例に関する現地での収集手続について	4
第1	調査・収集時の問題点	4
第2	調査・収集に対する意見	5
第4章	ロシアの9事例、フィリピンの10検体等のDNA鑑定について	6
第1	鑑定方法	6
第2	鑑定結果	7
第3	既に収集した遺骨で検体がある遺骨	8
第5章	今後の遺骨収容のプロセスについて	8
第1	遺骨収容のプロセスに関する基本的な考え方	8
第2	収容前のプロセス	9
第3	現地での収容作業	9
第4	送還プロセス	9
第6章	今後の遺骨鑑定のプロセスについて	10
第1	WEB上のデータベースを参照したDNA分析及び次世代シーケンサによるSNP分析	10
第2	所属集団推定のための専門家による会議及び対応	11
第7章	個体性のない破片状の遺骨の取扱いについて	11
第8章	収容体制、鑑定体制について	12
第1	形質鑑定の専門家の人材育成など収容体制の強化	12
第2	一元的な鑑定組織の検討など鑑定体制の抜本的な改革	12
第3	所属集団の推定の手法等	12
第9章	おわりに	13
参考	用語集	13
別紙	調査対象（ロシアの9事例）の概要について	15

別添 鑑定結果

第1章 専門技術チームの概要について

第1 専門技術チームの設置・目的

戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム（以下「専門技術チーム」という。）は、以下について検討することを目的として、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置され、令和元年度内を目途に有識者会議に報告を行うこととされた。

- ① 戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議（以下「DNA 鑑定人会議」という。）において指摘を受けた埋葬地に係る遺骨について、
 - ア 現地での鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認
 - イ 日本人の遺骨である可能性の確認
- ② 日本人の遺骨である可能性の標準的確認方法の提示
 - ※ 現時点における確認方法の評価、新たな技術を応用することの課題の整理を行った上で、日本人の遺骨である可能性の標準的確認方法を提示する。また、他分野の技術についても広く探索し、その活用を検討する。
- ③ ①・②を踏まえた今後の遺骨収集の作業手順の検討

第2 収集手順班及び DNA 鑑定班の設置

専門技術チームでの議論を効率的に行うため、専門技術チームの下に「収集手順班」及び「DNA 鑑定班」の2班を設置し、それぞれ検討を行い、その結果等を専門技術チームにおいて遺骨収集全体の手続としてまとめることとした。

「収集手順班」においては、

- ・ ロシアの9事例の手続の確認
- ・ 収集の手順の検討

を行い、

「DNA 鑑定班」においては、

- ・ ロシアの9事例及びフィリピンの10検体¹についての DNA 鑑定
- ・ DNA 鑑定の標準的手法の検討

を行うこととした。

第3 専門技術チームの構成

（1）専門技術チーム構成員

専門技術チームの構成員は次のとおりである。（50音順）

浅村英樹 信州大学医学部法医学教室教授

浅利 優 旭川医科大学法医学講座准教授

北川美佐 大阪医科大学法医学教室技術員副主幹

¹ DNA 鑑定のための試料

坂上和弘 国立科学博物館人類研究部研究主幹
坂 英樹 明海大学歯学部教授
篠田謙一 国立科学博物館副館長
玉木敬二 京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
橋本正次 東京歯科大学副学長
盛川英治 日本遺族会事務局長
山田良広 神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法歯学教授
なお、専門技術チームの主査は、浅村英樹が務めた。

(2) 収集手順班及び DNA 鑑定班の構成員

① 収集手順班の構成員

収集手順班の班員は次のとおりである。(50 音順)

坂上和弘 国立科学博物館人類研究部研究主幹
坂 英樹 明海大学歯学部教授
橋本正次 東京歯科大学副学長
盛川英治 日本遺族会事務局長

なお、収集手順班の班長は、橋本正次が務めた。

② DNA 鑑定班の構成員

DNA 鑑定班の構成員は次のとおりである。(50 音順)

浅村英樹 信州大学医学部法医学教室教授
浅利 優 旭川医科大学法医学講座准教授
北川美佐 大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
篠田謙一 国立科学博物館副館長
玉木敬二 京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
山田良広 神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法歯学教授

なお、DNA 鑑定班の班長は、浅村英樹が務めた。

(3) 事務

専門技術チームの事務局は、社会・援護局事業課が担った。

第4 確認対象の概要

(1) ロシアの9事例(各事例の詳細は別紙)

ロシアの9事例については、これまで DNA 鑑定人会議において、日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性を指摘されていたものであり、令和元年9月19日に、「これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について」として報道発表された事例である。

この報道発表では、「(1) 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地」として、

- ・ 「【A】DNA 鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更に DNA から見た日本人である可能性の確認に至っている事例（1 埋葬地）」
- ・ 「【B】DNA 鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNA から見た日本人である可能性の確認には至っていない事例（4 埋葬地）」を、
「（2）DNA 鑑定人会議発足（平成 16 年）以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地」として、
- ・ 「【C】前述の 5 埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例（4 埋葬地）」
を公表した。

（2）フィリピンの 10 検体

有識者会議の「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」の調査過程で、ロシアの 9 事例とは別のフィリピンでの事例について、DNA 鑑定人会議において、日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘されていたことが判明し、令和元年 11 月 15 日に報道発表を行ったものである。

フィリピンの 10 検体については南方の遺骨においても DNA 鑑定が可能かどうかを研究するために、平成 22 年 6 月～7 月にかけてフィリピンで収容した 2,191 柱のうち頭骨に歯が伴っている遺骨から 10 検体を採取したものである。当該 10 検体について、DNA 鑑定人会議の構成員に鑑定を依頼し、平成 23 年 6 月の DNA 鑑定人会議にて日本人の遺骨でないとの報告があった。

なお、フィリピンにおける遺骨収集については、平成 22 年 10 月に、収容された遺骨にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかと報道があったことを踏まえ、翌平成 23 年 10 月に「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」がとりまとめられている。この中では、当該 10 検体に関する DNA 鑑定結果については記載されていない。

第 2 章 専門技術チームの議題について

専門技術チームの会合を 4 回行い、その間、収集手順班及び DNA 鑑定班の会合を複数回ずつ行った。

第 1 収集手順班における議題

収集手順班においては、次の内容について令和元年 10 月 17 日以降、複数回議論を行った。

- ・ ロシアの 9 事例について現地での鑑定の手続や判断が適切であったかの検討。
- ・ 遺骨収容の手順、収容後の鑑定・送還プロセスについての検討。

第2 DNA 鑑定班における議題

DNA 鑑定班においては、次の内容について令和元年10月17日以降、複数回議論を行った。

- ・ ロシアの9事例、フィリピンの10検体に関する鑑定の方法についての検討。
- ・ 今後収集する遺骨の鑑定方法についての検討。

第3章 ロシアの9事例に関する現地での収集手続について

第1 調査・収集時の問題点

ロシアの9事例について、調査報告書、収集報告書を確認し、以下の問題点が見られた。

【埋葬地の決定について】

○ ロシア側資料の正確性

- ・ ロシア側からの資料提供はあったが、日本人のみが埋葬された正確な場所かは不明である。
- ・ 「深さ20～30cm」と「深さ90～100cm」と深さの違う場所で遺骨が発見されており、埋葬時期が異なる遺骨が混ざっている可能性を示している。
- ・ 収集した埋葬地付近を「日本人」埋葬地とみなした根拠は、ロシア政府提供埋葬地資料があり、説得力がある。ただ、この資料は簡易かつ大雑把な地図であり、この資料を正確なものとしてそのまま現実に当てはめるのは危険である。

○ ロシア側住民の証言などのみに頼ることの危険性

- ・ どの墓域に日本人が埋葬されていたかは、ほぼロシア側の情報のみである。これらの情報は、大まかな方角や距離感を意味しているのみであり、ロシア現地住民の証言などのみに頼ることは危険である。
- ・ 発掘現場を確定した根拠がロシア側住民の証言であり、その妥当性が「凹地」等である、というだけのものもある。「凹地」は地面に埋葬された棺が土圧等で潰れて土中に空隙ができ、その空隙を埋めるように土壌が陥没したためであり、「日本人が埋葬されている」ことを補強するものではない。
- ・ 複数の証言のクロスチェックが行われていたかどうかについての記録はない。

【現地での鑑定について】

○ 鑑定人の不在

- ・ 収集時期が古いものなどについては、鑑定人が同行していないものもあり、この場合は人種の鑑定は不可能である。

○ ロシア側鑑定人による鑑定方法に対する疑問

- ・ 遺骨はクリーニングして鑑定したのか。写真を見る限り、発見された遺骨そのままの状態を観察していたように見える。
- ・ ロシア側鑑定者の鑑定書については、個々の遺骨に関する鑑定結果がほとんど残されておらず、鑑定方法や根拠も記載されていない。ただし、これらは日本側が鑑定書に記載すべき事項を鑑定人に明示していなかった可能性がある。さらに提出された鑑

定書を日本側の専門家がチェックする必要があった。これらの対策を行っていなかったのは日本側の問題と言える。

- ・ 日本からも鑑定人を同行させ意見交換をして、さらに正確な記録を残す必要があったのではないかと考えられる。

【収集方法について】

○ 発掘方法

- ・ 試掘トレンチ²を設定せず、単発的かつ不規則な試掘方法である。そもそもなぜその場所で発掘をおこなったのか、根拠が示されていない。
- ・ 基本的な埋葬人数から、試掘トレンチ（1m×25m程度か）を設定し、トレンチを完全に掘りあげることから始めることが望ましい。その際、原位置を維持しつつ深さをほぼ一定にしたままトレンチを空け、埋葬個体の位置関係を確認して原位置のまま遺骨の簡易鑑定を行い、モンゴロイドであることが判明した場合トレンチを拡大する方法が考えられる。また、廃土は総て篩をかけ、遺物の取りこぼしを防ぐことが望ましい。

【報告書の記載について】

○ 平面図の作成の必要性

- ・ 発掘結果を示す正確な平面図が欲しい。特に個性性の判別のためには、墓域間の距離などの情報が重要である。

○ 発見時の遺骨の写真撮影の必要性

- ・ 遺骨の発見状況、全身の保存状況、遺骨の特徴（歯の治療痕等）等を示す写真が必要である。

第2 調査・収集に対する意見

上記の問題点を踏まえ、調査・収集に対する意見をまとめると以下のとおり。

- ・ ロシアから提供された情報については調査の前提として一旦受け入れるしかなかったと考えられる。
- ・ 日本側の鑑定人が同行していない当時、ロシア側の鑑定人に疑問を呈することは難しかったと考えられる。
- ・ ロシア側から提供された資料について日本人のみが埋葬された場所であったかは不明であり、現地の方々の証言も必ずしも正確ではなかった。
- ・ 系統的なトレンチを入れて発掘する必要があった。ロシア側の情報は参考意見と捉えた上で、実際の埋葬状況や発見した遺骨の状況からその意見の確度を確認することが必要であった。
- ・ 埋葬状況の写真など残っている記録が非常に少なく、鑑定時に埋葬状況の判断がで

² 発掘場所において、地下の様子を確かめるためにうがつ細長い試掘溝

きなかったという問題があった。

- ・ 現地での収容について考古学的方法で作業することが望ましかった。ただし、人と時間を要する点に留意が必要である。

第4章 ロシアの9事例、フィリピンの10検体等のDNA鑑定について

第1 鑑定方法

(1) ロシアの9事例

ロシアの9事例については、既に身元特定のためのDNA鑑定を行っており、身元特定に利用する領域のデータが存在していることから、これを活用した方法で日本人の遺骨である可能性を確認することが可能であり効率的であることから適当である。既存のデータを活用した方法としては、国際的に利用されているWEB上のデータベースを用いて確認することが適当である。しかしながら、この方法では個々の遺骨について日本人の遺骨である可能性の判断を行うことは困難であり、埋葬地単位での判断ができるに留まる。

また、今回の鑑定では、日本人の遺骨でない可能性を評価しており、個別の遺骨について、「日本人の可能性が低い」又は「判定不可」のいずれかとしている。「判定不可」は、「日本人の可能性が低い」以外のものであり、その中には日本人の遺骨である可能性を示すものも含まれている。なお、この方法ではアジア地域の他国と明確に区分することは困難である。

詳細な方法は以下の通り。

- ① Y-STR (Yfiler) を YHRD に、ミトコンドリア DNA (HV1 領域) を MITOMASTER 又は EMPOP³に入力。

※必要な場合には、HV2 領域の配列を読み、データベースに入力。

- ② 推定された Y 染色体のハプログループ、ミトコンドリアのハプログループ等から「日本人の可能性が低い」又は「判定不可」と鑑定。

- ③ 判定結果から、埋葬地として日本人（名簿登載者）の埋葬地であったかを鑑定。

※所属集団を推定するためのWEB上のデータベースについて

	YHRD (https://yhrd.org/)	MITOMAP (https://www.mitomap.org/MITOMAP)	EMPOP (https://empop.online/)
管理 機関	Charité – Universitätsmedizin 法医学研究所	Center for Mitochondrial & Epigenomic Medicine at the Children's Hospital of Philadelphia	Innsbruck Medical University
デー タ数	Yfiler : 225,098 Y-SNP : 24,328	制限領域 (HV1、HV2 含む) : 72,235 全配列 : 49,135	HV1・HV2 : 41,385 全配列 : 1,366

(各データベースのHPより(令和元年12月3日時点))

³ YHRD、MITOMASTER、EMPOP：国際的に利用されているWEB上のデータベース

(2) フィリピンの 10 検体

① Y 染色体の SNPs ハプロタイプについて

状態の悪い試料であったため従来行われる STR 型検査では結果が得られず、M175, M9, M214 の 3SNPs についてのみ報告されているものである。これらの結果からは、大まかなハプロタイプ分類しかできず、あくまでもミトコンドリア DNA 系統解析を補佐するに留まるものとなっている。

② ミトコンドリア DNA ハプロタイプについて

ミトコンドリア DNA のハプロタイプは、HV1、HV2 領域、その他の領域の塩基置換から決定し、これらを、日本人に多く見られるハプロタイプは Tanaka et al. (2004) に公表されているデータ (n=1312) を、フィリピン人に多く見られるハプロタイプについては、Tabbada et al. (2010) に公表されているデータ (n=423) を参考にして検討した。

この判定基準は平成 23 年 10 月に報告済みの「フィリピンでの遺骨帰還事業検証報告書」と同一のものとなっている。

③ 検体ごとの判定方法

①、②から「日本人の可能性が低い」又は「判定不可」と判断。なお、10 検体を採取した遺骨はそれぞれ異なる地域から収容されていることから、10 検体の判定結果をもって埋葬地として評価することはできない。

第2 鑑定結果

(1) ロシアの 9 事例

各事例について、埋葬地としての鑑定結果は以下のとおり。

① ザバイカル地方第 24 収容所第 13 支部 (鑑定柱数 16 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

② ケメロボ州第 526 収容所第 6 支部 (鑑定柱数 2 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

③ クラスノヤルスク地方第 34 収容所第 8 支部ー 1 (鑑定柱数 45 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

④ イルクーツク州第 7 収容所第 8 部隊ー 2 / 第 7 収容所第 9 部隊 / 第 7 収容所第 10 部隊 (鑑定柱数 70 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑤ ハバロフスク地方第 2 収容所第 5 支部附属中央病院墓地 (鑑定柱数 128 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑥ ハバロフスク地方第 2 収容所・第 3 支部マンガクト駅地区 (鑑定柱数 94 柱)

本埋葬地は日本人 (名簿登載者) と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる。

⑦ ハバロフスク地方第 3475 特別野戦病院ヴァニノ地区 (鑑定柱数 125 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑧ イルクーツク州第 7 収容所第 22 支部 (鑑定柱数 74 柱)

本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

- ⑨ タンボフ州第2022特別軍病院モルシヤンスク市／コチェトフカ村墓地(鑑定柱数 43柱)
本埋葬地は基本的にロシア側の提示したとおりの日本人が埋葬された墓地であるが、一部、日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地である。

7事例については日本人を主体とした埋葬地ではなく、2事例については日本人の名簿登載者が含まれる埋葬地であったが、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地であった。この2事例は、個々の遺骨についての日本人の遺骨である可能性を詳細に調べる必要があり、後述する次世代シーケンサを用いた SNP 分析を実施することが適当である。

(2) フィリピンの10検体

10検体の全てが、日本人の遺骨である可能性が低いという結果となった。10検体を採取した遺骨は、それぞれ別々の場所で収容されており、今回の鑑定方法では、個別の遺骨について確定的な判断を行うことはできないことから、次世代シーケンサを用いた SNP 分析を実施することが適当である。なお、当該10検体以外のフィリピンから持ち帰った同様の遺骨については、既に焼骨を行っていることから、DNA 鑑定は不可能であり、評価はできない。

第3 既に収集した遺骨で検体がある遺骨

- ・ 身元特定のための DNA 鑑定は、平成 15 年度から実施しており、平成 28 年度からは、これまで収容した遺骨のうち、検体を採取した遺骨についてもデータベース化することとしている。これらの遺骨については、既に身元特定のための DNA データが存在することから、ロシアの9事例と同様の方法で鑑定を実施することが適当である。
- ・ また、これらのデータは厚生労働省が保有していることから、効率的に進めるため、データの入力等の作業は、厚生労働省において実施することが適当である。

第5章 今後の遺骨収容のプロセスについて

第1 遺骨収容のプロセスに関する基本的な考え方

- ・ 遺骨の一部を検体として採取して持ち帰り（未焼骨）、他の部位は現地で保管又は再埋葬する。（歯、四肢骨及び側頭骨の錐体部（以下「検体採取部位」という。）が無い場合は、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位か判断できるものから判断して遺骨を検体として持ち帰る。）
- ・ 戦没者の遺骨収集においては、現地住民等や交戦国の兵士等の遺骨の可能性を常に考慮する必要がある。遺骨を現地で焼骨してしまうと、再鑑定の必要性が生じた場合に形質での鑑定を行うことができない。また、DNA 鑑定等により所属集団の推定を行っていない遺骨を焼骨することは相手国との関係を損ねるおそれがある。このため、検体の DNA 鑑定を行う前に現地で焼骨を行うべきではない。一方、同行した遺族等の

心情を踏まえ、現地での慰霊など遺族の心情に配慮した場を設けるべきである。
以上を踏まえ、収容プロセスについては、基本的に第2以下のとおりとすべきである。
なお、相手国との関係で、このプロセスにより難しい場合においても、可能な限り、このプロセスに準じて行うことが望ましい。

第2 収容前のプロセス

- ・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、綿密な調査を行うべきである。また、その調査結果を確実に分析したうえで、現地政府等と協議し、遺骨収容場所を決定していくべきである。（調査・分析に際しては、専門家の意見も聴くべきである。）
- ・ 遺骨収集団員に対する収容方法等の説明を徹底するべきである。

第3 現地での収容作業

- ・ 現地での収容にあたっては、現地での情報収集等も重要であるが、現地の状況や収集体制も考慮しつつ、考古学的方法も参考に作業を行うべきである。ただし、考古学者等の派遣や、現地に派遣する人材の専門性の向上が必要であり、今後、人材育成を行っていくべきである。
- ・ 埋葬地等の周囲の状況や埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断根拠となる情報を正確に残すべきである。
- ・ 遺骨の形質について、現地の鑑定人に加え、日本側の遺骨鑑定人がしっかりと形質鑑定を行うべきである。年齢や性別について矛盾がなく、モンゴロイド（アジア系）と判定される場合や、判定に迷う場合について、その他の情報を基に日本人の遺骨である蓋然性を判断するべきである。現地住民等や交戦国の兵士等と判定した場合には、遺骨は日本に持ち帰るべきではない。
- ・ 日本人の遺骨である蓋然性の判断は、埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、総合的に判断し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に検体のみを未焼骨で日本に持ち帰るべきである。遺留品等から現地住民等と判定できる場合には、遺骨は日本に持ち帰るべきではない。
- ・ 収容の際には、個別の遺骨について、収容状況等を写真撮影し、記録するべきである。
- ・ 収容に際し、その判断の根拠等について、写真も含め、作成する報告書に遺漏なく記載するべきである。

第4 送還プロセス

- ・ 遺骨の形質の鑑定や遺留品等により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合に検体のみを送還すべきである。
- ・ 検体部位の決定は遺骨鑑定人が行うこととし、以下の部位を検体とすべきである。
 - ① 個性性がある場合

- (i) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地
 - (ア) 検体採取部位がある場合
 - ・ 歯に加え、四肢骨又は側頭骨錐体部のいずれか
 - ※ 状態の悪いものについては南方に準じて取り扱う。
 - (イ) 検体採取部位がない場合
 - ・ 遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）
 - ※ どの部位か判断できるものから遺骨鑑定人が判断する。
- (ii) 南方等戦闘地域
 - (ア) 検体採取部位がある場合
 - ・ 検体採取部位の全て
 - ・ 鑑定の優先順位は、①歯、②四肢骨又は側頭骨錐体部とする
 - (イ) 検体採取部位がない場合
 - ・ 遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）
 - ※ どの部位か判断できるものから遺骨鑑定人が判断する。
- ② 個性がない場合（集団埋葬等）
 - (ア) 検体採取部位がある場合
 - ・ 検体採取部位の全て及び最小個体数（同側同部位の遺骨の数など）を判断した部位
 - ※ 検体数は、最小個体数を勘案して遺骨鑑定人が判断する。
 - (イ) 検体採取部位がない場合
 - ・ 遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）及び最小個体数を判断した部位
 - ※ 検体数は、最小個体数を勘案して遺骨鑑定人が判断する。
 - ※ どの部位か判断できるものから遺骨鑑定人が判断する。
- ・ 日本での DNA 鑑定等による所属集団の推定により日本人の遺骨であると推定された遺骨については、現地焼骨の上、日本へ送還するべきである。

第6章 今後の遺骨鑑定のプロセスについて

遺骨鑑定のプロセスについては、次のように実施するべきである。また、所属集団推定のための DNA 鑑定と並行して、現在と同様に、身元特定のための専門家による会議（現行の DNA 鑑定人会議）において身元特定のための DNA 鑑定結果について議論するべきである。

第1 WEB 上のデータベースを参照した DNA 分析及び次世代シーケンサによる SNP 分析

- ・ 従来の身元特定のための DNA 分析と同様に、STR 型を基本とした分析を行う（Y-STR、ミトコンドリア DNA など）。
- ※ 現在身元特定のための DNA 鑑定を実施している鑑定機関において実施
- ・ 国際的に利用されている WEB 上のデータベース（※）を参照し、分析の結果を以下のとおり分類する。

※ Y-STR : YHRD、ミトコンドリア DNA : MITOMASTER 又は EMPOP

(Ⅰ) 日本人の遺骨であると推定される (以下の条件も併せて満たすとき)

- ① DNA 鑑定により埋葬地又は集団として日本人の埋葬地又は集団である場合
- ② 埋葬名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない場合
- ③ DNA の型が日本に多く分布する型である場合

(Ⅱ) 日本人の遺骨である可能性が低い

(Ⅲ) 判定不可 (日本人の可能性はあるが推定される条件を満たさないものを含む。)

⇒次世代シーケンサによる SNP 分析を実施して所属集団を推定。

- (i) 日本人の遺骨であると推定される
- (ii) 日本人の遺骨である可能性が低い
- (iii) 判定不可

第2 所属集団推定のための専門家による会議及び対応

- ・ WEB 上のデータベースを参照した DNA 分析や次世代シーケンサによる SNP 分析の結果は、所属集団推定のための専門家による会議で議論した上で、その所属集団の推定を行い、以下の対応とする。
 - ① 日本人の遺骨であると推定される場合 (Ⅰ、Ⅲ (i))
現地で保管又は再埋葬している他の部位の遺骨について、現地で焼骨・慰霊を実施した上で日本に持ち帰る。
 - ② 日本人の遺骨である可能性が低い場合 (Ⅱ、Ⅲ (ii))
相手国に協議した上で検体を原則返還する。
 - ③ 次世代シーケンサによる SNP 分析を経ても判定不可の場合 (Ⅲ (iii))
同会議において、DNA 鑑定や形質鑑定の結果・埋葬資料・遺留品等を総合的に勘案して議論した上で、①又は②の対応とする。

第7章 個体性のない破片状の遺骨の取扱いについて

- ・ 遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNA の抽出ができないため、鑑定を実施する必要がないのではないかと考えられる。
- ・ そのような DNA 鑑定を実施しない遺骨のみの場合については、遺族の心情を踏まえて、現地で焼骨することも考えられる。
- ・ どの程度の状態の遺骨を鑑定するかについては、今後、DNA の抽出状況を踏まえて見直していくことも検討すべきである。
- ・ なお、大きさだけでなく、密度が小さい (軽い) 遺骨については、DNA の抽出は難しいとの意見もあった。

第8章 収容体制、鑑定体制について

第1 形質鑑定の専門家の人材育成など収容体制の強化

- ・ 形質人類学などこの分野に精通した人材が日本には多くないため、長期にわたる課題ではあるが、遺骨鑑定人をはじめ、遺骨収容に関わる人材の研修を行い専門性を高めるなど、人材育成を行っていくべきである。
- ・ 検体とする部位の判断を的確に行うため、DNA 抽出の結果（可否）については、その都度、遺骨鑑定人に情報共有を行うべきである。

第2 一元的な鑑定組織の検討など鑑定体制の抜本的な改革

- ・ 国が責任を持って国の機関で全ての遺骨の鑑定を行うことが望ましく、国で整備を検討すべきである。しかし、国内の専門人材の現状や、事業の継続性を考慮すると、大学などの研究機関と分担して実施していくことが当面は現実的である。その場合、鑑定機関における鑑定体制を強化するためには、各機関が人や機器、場所を準備できるよう国が必要な支援を行うべきである。
- ・ 従来の形質鑑定や DNA 鑑定による身元特定に加え、新たに追加された DNA 鑑定による所属集団の推定など、多岐にわたるプロセスを科学的見地から整理し、進行管理できる一元的な組織体制の構築が必要である。そのため、国は、どのような組織体制が適切か速やかに検討すべきである。その際、専門家による会議体など外部の専門家を取り込んだ体制とするべきである。
- ・ 技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を、継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行うため、専門家による技術評価や助言を行う体制も必要であり、このための会議体を設けるべきである。
- ・ 遺骨の身元特定を行う DNA 鑑定に用いるデータと同じデータを、遺骨から所属集団を推定するための DNA 鑑定でも利用することとなること等も踏まえ、身元特定のための鑑定に協力する大学等の機関の拡充が必要である。
- ・ 米国等との情報交換や技術協力も視野に入れるとともに、次世代シーケンサによる SNP 分析や同位体比分析など新しい技術についても積極的に研究、活用していくべきである。

第3 所属集団の推定の手法等

- ・ 遺骨の鑑定については、様々な分析技術の研究が進められていることを踏まえ、信頼性、実用可能性等の観点から、適切な技術を選択、活用し判定を行うことが必要である。
- ・ そのためには、各分析技術の特性（仕組み、確度、コスト等）を踏まえ定期的に鑑定方法の見直しを行うことや必要に応じて複数の分析技術を組み合わせること等が必要である。また、生化学的な分析技術だけでなく、従来からの史料、証言等との組み合わせも必要である。
- ・ 次世代シーケンサによる SNP 分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例

がない(※)ことから、実施した結果を踏まえて、分析方法等を見直ししながら活用していくことが適当である。

※ 現代人や古人骨については実績あり。

- ・ 同位体比分析は、米国の DPAA (Defense POW/MIA Accounting Agency) においても、活用が検討されており、所属集団の推定に関して安価に実施できる可能性がある。一方で、収集相手国それぞれの参照データが必要であることなどから、実用化に向けた研究を行っていく必要がある。
- ・ 同位体比分析は、放射性炭素 ^{14}C 年代測定により、生存年代推定が実施できることから、まずは、必要に応じて、古墓由来の遺骨等とのスクリーニングに活用すべきである。

第9章 おわりに

本チームの役割の1つとして、ロシアの9事例及びフィリピンの10検体について、収集の手の確認や、所属集団の推定のためのDNA鑑定を実施した。これらの結果を踏まえると、当時の収集のあり方等には改善すべき点があったと言わざるを得ない。しかしながら、日本人の遺骨であることの判断は容易ではなく、また遺骨収集は相手国政府の協力の上に成り立つものであり、現地政府等から提供された情報や、現地の鑑定人の判断に基づく他なかったという側面があったことも事実である。厚生労働省も平成30年度から日本人の遺骨鑑定人を全ての収集に派遣するなど、改善を図ってきたところであるが、こうした技術的問題点については、これまで外部の検証を受けたことがなかった。

収容する遺骨が我が国の戦没者のものであるか否かの判断は、遺骨収集事業を進める上で重要である。こうした判断に寄与する科学技術は常に進歩しており、海外において遺骨収集を行う他の国においても科学的鑑定の取組が行われている。このため、今後は外部の専門家の意見を踏まえて実施し、必要な見直しを図っていくことが必要である。

遺骨収集は国の事業ではあるが、戦没者とその遺族に対しての慰霊でもあることから遺族の心情に配慮することが大切である。国の責務として、一柱でも多くの遺骨を、一刻も早く日本、そして家族の元にお返しすることが重要であるため、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、令和6年度までの集中実施期間の間、遺骨収集を加速するとともに、遺骨の鑑定体制を抜本的に強化し、できる限り早く鑑定を行うことができる体制を構築する必要がある。

戦後75年、戦没者の妻の平均年齢はおよそ97歳、兄弟姉妹の平均年齢はおよそ89歳、遺児の平均年齢はおよそ79歳、遺族に時間的猶予はなく、この世代の遺族が元気なうちに、いかに多くの遺骨を日本へ迎えられかを念頭に置いて考える必要がある。こうした点も踏まえて、遺族の心情に応えられるよう、国は今後の対応を検討すべきである。

参考 用語集

- ・ DNA(Deoxyribo nucleic acid)：デオキシリボ核酸。遺伝子の本体となる物質で、アデニン(A)、チミン(T)、グアニン(G)、シトシン(C)の4種類の塩基が配列してい

る。ヒトでは細胞の中にある核とミトコンドリア内に存在する。

- 検体：遺骨の一部で DNA 鑑定を行う部位。
- STR(Short Tandem Repeat)：短鎖反復配列。2 個から 5 個程度の一定の塩基配列が反復している箇所があり、個人個人の違いが現れる。
- ハプロタイプ：遺伝子同士の組み合わせ。よく似たハプロタイプの集団のことをハプログループという。
- SNP(Single Nucleotide Polymorphism)：1 塩基多型。DNA の塩基配列における 1 塩基の違いで、ある集団において 1%の頻度で出現しているとき、その塩基配列の違いを多型と呼ぶ。
- Y 染色体：性染色体の 1 つ。男性のみに存在し、父親から男子に遺伝する。
- ミトコンドリア DNA：ミトコンドリア内に存在する DNA。ミトコンドリアは、細胞内でエネルギーを作り出す機能を持つ小器官である。母性遺伝であり、子どもは母親のミトコンドリア DNA を受け継ぐ。
- HV1、HV2 領域：ミトコンドリア DNA の高可変領域。突然変異が起こりやすい。
- 次世代シーケンサ(Next Generation Sequencer：NGS)：新たな DNA 配列の読み取り技術を用いた装置で、短時間で大量の DNA 配列を読み取ることが可能である。
- 身元特定のための DNA 鑑定：特定の遺骨の DNA 及びと遺族 DNA を鑑定して血縁関係の存否を決定し、遺族に遺骨を返還するために行う DNA 鑑定。主として常染色体の STR 型をどの程度共有しているかによって判定する。補足的に Y 染色体の STR 型、ミトコンドリア DNA の HV1 領域の一致を見る。

調査対象（ロシアの9事例）の概要について

- ① ザバイカル地方第24収容所第13支部
- (i) 収容時期
平成26年8月
 - (ii) 日本への送還許可
遺骨移送許可書（現地政府発行）
 - (iii) 収容柱数（検体数）
16柱（16柱全てについて検体が採取できた）
 - (iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠
埋葬地資料、現地調査で得られた証言
 - (ア) 遺留品等
なし
 - (イ) 骨の形質の鑑定
ロシア側の鑑定人が実施（遺骨鑑定書あり）
 - (v) DNA鑑定機関への鑑定依頼日
平成28年3月
 - (vi) DNA鑑定の遺族呼びかけ時期
平成29年3月
 - (vii) 身元特定数（遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース）
なし
 - (viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期
平成30年6月
 - (ix) DNAから見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数⁴
16柱
- ② ケメロボ州第526収容所第6支部
- (i) 収容時期
平成25年9月
 - (ii) 日本への送還許可
遺骨移送許可書（現地政府発行）
 - (iii) 収容柱数（検体数）
2柱（2柱全てについて検体が採取できた）
 - (iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠
埋葬地資料、現地調査で得られた証言

⁴ 検体の採取できた遺骨の数（鑑定に適さなかったものを除く。）から身元特定数を引いた数

- (ア) 遺留品等
なし
- (イ) 骨の形質の鑑定
ロシア側の鑑定人が実施（遺骨鑑定書あり）
- (v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日
平成 28 年 2 月
- (vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期
平成 29 年 3 月
- (vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）
なし
- (viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期
平成 31 年 3 月
- (ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数
2 柱

③ クラスノヤルスク地方第 34 収容所第 8 支部－ 1

- (i) 収容時期
平成 18 年 8 月
- (ii) 日本への送還許可
遺骨移送許可書（現地政府発行）
- (iii) 収容柱数（検体数）
60 柱（検体が採取できたのは 45 柱）
- (iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠
埋葬地資料、現地調査で得られた証言
 - (ア) 遺留品等
なし
 - (イ) 骨の形質の鑑定
ロシア側の鑑定人が実施（遺骨鑑定書あり）
 - (v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日
平成 20 年 12 月
 - (vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期
平成 19 年 10 月⁵
 - (vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）
なし
 - (viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期
平成 30 年 3 月

⁵ 当時は、どの程度 DNA 鑑定の申込があるかがわからなかったため、遺族に DNA 鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA 鑑定機関に遺骨からの DNA の抽出等を依頼していた。

(ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数
45 柱

④ イルクーツク州第7収容所第8部隊－2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊

(i) 収容時期

平成12年7月（現地調査は19年6月まで継続）

(ii) 日本への送還許可

遺骨移送許可書（現地政府発行）

(iii) 収容柱数（検体数）

90 柱（検体が採取できたのは72 柱。ただし2 柱は鑑定に適さず。）

(iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠

埋葬地資料、現地調査で得られた証言

(ア) 遺留品等

なし

(イ) 骨の形質の鑑定

なし（平成12年当時、作業要領上規定なし）

(v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日

平成28年3月

(vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期

平成29年3月

(vii) 身元特定数（遺族のDNA との照合の結果、身元が判明したケース）

なし

(viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期

平成29年12月

(ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数

70 柱

⑤ ハバロフスク地方第2収容所第5支部附属中央病院墓地

(i) 収容時期

平成18年7月～22年7月

(ii) 日本への送還許可

遺骨移送許可書（現地政府発行）

(iii) 収容柱数（検体数）

135 柱（検体が採取できたのは128 柱）

(iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠

埋葬地資料、現地調査で得られた証言

(ア) 遺留品等

なし

(イ) 骨の形質の鑑定

ロシア側の鑑定人が実施（遺骨鑑定書あり）

(v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日

平成 23 年 4 月

(vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期

平成 23 年 6 月

(vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）

なし

(viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期

平成 24 年 6 月

(ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数

128 柱

⑥ ハバロフスク地方第 2 収容所・第 3 支部マンガクト駅地区

(i) 収容時期

平成 12 年 7 月～15 年 7 月

(ii) 日本への送還許可

遺骨移送許可書（現地政府発行）

(iii) 収容柱数（検体数）

98 柱（検体が採取できたのは 96 柱）

(iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠

埋葬地資料、現地調査で得られた証言

(ア) 遺留品等

治療痕（金歯、銀歯）のある遺骨を収容

(イ) 骨の形質の鑑定

なし（当時、作業要領上規定なし）

(v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日

平成 20 年 3 月

(vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期

平成 16 年 12 月

(vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）

2 柱

(viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期

平成 21 年 2 月

(ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数

94 柱

⑦ ハバロフスク地方第 3475 特別野戦病院ヴァニノ地区

- (i) 収容時期
平成 11 年 7 月
- (ii) 日本への送還許可
遺骨移送許可書（現地政府発行）
- (iii) 収容柱数（検体数）
126 柱（126 柱全てについて検体が採取できた）
- (iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠
埋葬地資料、現地調査で得られた証言
 - （ア）遺留品等
遺留品（襟章、印鑑）、治療痕（金歯、銀歯）のある遺骨を収容
 - （イ）骨の形質の鑑定
なし（当時、作業要領上規定なし）
- (v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日
平成 18 年 5 月
- (vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期
平成 15 年 6 月
- (vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）
1 柱（但し、遺留品により身元判明したもの）
- (viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期
平成 19 年 4 月
- (ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数
125 柱

⑧ イルクーツク州第 7 収容所第 22 支部

- (i) 収容時期
平成 12 年 7 月
- (ii) 日本への送還許可
遺骨移送許可書（現地政府発行）
- (iii) 収容柱数（検体数）
74 柱（74 柱全てについて検体が採取できた）
- (iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠
埋葬地資料、現地調査で得られた証言
 - （ア）遺留品等
なし
 - （イ）骨の形質の鑑定
なし（当時、作業要領上規定なし）
- (v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日
平成 17 年 12 月

(vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期

平成 15 年 6 月

(vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）

なし

(viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期

平成 18 年 3 月

(ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数

74 柱

⑨ タンボフ州第 2022 特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地

(i) 収容時期

平成 14 年 5 月

(ii) 日本への送還許可

遺骨移送許可書（現地政府発行）

(iii) 収容柱数（検体数）

57 柱（57 柱全てについて検体が採取できた）

(iv) 日本人の遺骨である蓋然性が高いと考えた根拠

埋葬地資料、現地調査で得られた証言

（ア）遺留品等

遺留品（認識票、階級章）、治療痕（金歯）のある遺骨を収容

（イ）骨の形質の鑑定

あり（当時、作業要領上の規定はなかったが、ヨーロッパ人死亡者も埋葬されている埋葬地のため、ロシア側が鑑定人を派遣）

(v) DNA 鑑定機関への鑑定依頼日

平成 17 年 1 月

(vi) DNA 鑑定の遺族呼びかけ時期

平成 15 年 6 月

(vii) 身元特定数（遺族の DNA との照合の結果、身元が判明したケース）

14 柱

(viii) 日本人の遺骨でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期

平成 17 年 5 月

(ix) DNA から見た日本人の遺骨である可能性の確認を行う遺骨の数

43 柱

別添

鑑定結果

①ザバイカル

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	－	I1a	I1a1a3	日本人である可能性は低い
2	R1a	U5b	U5b2a5	日本人である可能性は低い
3	－	H2a	H+195	日本人である可能性は低い
4	R1a	H1b2	H1b2	日本人である可能性は低い
5	R1a	U5b	U5b2a1a	日本人である可能性は低い
6	R1a	W4	W4	日本人である可能性は低い
7	N-H	V	H35a	日本人である可能性は低い
8	R1b	J1c	J1c5e	日本人である可能性は低い
9	R1a	H1k	H+195	日本人である可能性は低い
10	IZ	T2b	T2b3b	日本人である可能性は低い
11	－	D5a	D5a2	判定不可
12	－	H2a	H1bd	日本人である可能性は低い
13	C2	H2a	H1bd	判定不可
14	R1b	I1a	I1a1a3	日本人である可能性は低い
15	I1	H1	H1+16189	日本人である可能性は低い
16	R1b	H6	H6	日本人である可能性は低い

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

②ケメロボ

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	R1a	H13a	－	日本人である可能性は低い
2	R1b	T1a	－	日本人である可能性は低い

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

③クラスノヤルスク

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	－	－	－	判定不可
2	R1a	H1a	－	日本人である可能性は低い
3	R1a	K1c	－	日本人である可能性は低い
4	I	H1b	－	日本人である可能性は低い
5	R1a	I5a	－	日本人である可能性は低い
6	female	A	－	判定不可
7	R1a	I1a	－	日本人である可能性は低い
8	N	－	－	日本人である可能性は低い
9	R1a	H7d	－	日本人である可能性は低い
10	N	－	－	日本人である可能性は低い
11	female	J1c	－	日本人である可能性は低い
12	－	B4b	－	判定不可
13	R1a	H28	－	日本人である可能性は低い
14	R1b	H1e	－	日本人である可能性は低い
15	G	F1	－	判定不可
16	R1a	H3v	－	日本人である可能性は低い
17	－	U4a	－	日本人である可能性は低い
18	C2	N10	－	判定不可
19	R1a	C4a	－	判定不可
20	I2	D4b	－	判定不可
21	female	C4b	－	判定不可
22	－	H1e	－	日本人である可能性は低い
23	R1a	H36	－	日本人である可能性は低い
24	R1a	U5b	－	日本人である可能性は低い
25	－	T2b	－	日本人である可能性は低い
26	R1a	T1a	－	日本人である可能性は低い
27	R1a	J1b	－	日本人である可能性は低い
28	female	H1e	－	日本人である可能性は低い
29	I	H2a	－	日本人である可能性は低い
30	R1b	H14b	－	日本人である可能性は低い
31	female	U5a	－	日本人である可能性は低い
32	I	T2	－	日本人である可能性は低い
33	female	H7c	－	日本人である可能性は低い
34	R1a	U4b	－	日本人である可能性は低い
35	－	R2	－	日本人である可能性は低い
36	C2	B5a	－	判定不可
37	R1a	W6	－	日本人である可能性は低い
38	R1a	H13a	－	日本人である可能性は低い

39	E1b1b	H5	－	日本人である可能性は低い
40	R1b	N	－	日本人である可能性は低い
41	R1a	H1	－	日本人である可能性は低い
42	female	J1c	－	日本人である可能性は低い
43	female	K1c	－	日本人である可能性は低い
44	R1a	I1a	－	日本人である可能性は低い
45	I2	G2a	－	判定不可

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

④イルクーツク

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	R1a	W6	W6	日本人である可能性は低い
2	C2	U7	U7	判定不可
3	T	H1b	H1ba	日本人である可能性は低い
4	I1	H5	R0	日本人である可能性は低い
5	C2	H1b	H2a2a1	判定不可
6	－	H11a	H10c1	日本人である可能性は低い
7	I	H1c	H1+16355	日本人である可能性は低い
8	E1b1b	T1	T1	日本人である可能性は低い
9	R1b	H3v	H1c3b	日本人である可能性は低い
10	－	H1m	HV	日本人である可能性は低い
11	R1a	U8b	U8b1b	日本人である可能性は低い
12	－	H2a	R	日本人である可能性は低い
13	－	U5b	U5b1+16189+@16192	日本人である可能性は低い
14	R1a	H3p	H3p	日本人である可能性は低い
15	C2	D4c	D4c2a	判定不可
16	R1b	H2a	R	日本人である可能性は低い
17	－	U5a	U5a2a	日本人である可能性は低い
18	N	H5	H5	日本人である可能性は低い
19	R1a	J1b	J1b1a1	日本人である可能性は低い
20	H1	M5a	M5a1b	日本人である可能性は低い
21	R1a	H1n	H+195+146	日本人である可能性は低い
22	I2	W1e	W1e1	日本人である可能性は低い
23	N	H1e	R	日本人である可能性は低い
24	R1a	H5	H5+16192	日本人である可能性は低い
25	－	U4a	U4a3	日本人である可能性は低い
26	R1a	H3x	H3x	日本人である可能性は低い
27	R1a	U5a	U5a1b1	日本人である可能性は低い
28	I	U5a	U5a	日本人である可能性は低い
29	C2	D4e	D4g1	判定不可
30	C2	H2a	R0	判定不可
31	R1a	U5a	U5a	日本人である可能性は低い
32	I	H2a	R0	日本人である可能性は低い
33	－	C	C	判定不可
34	－	H1a	H1an2	日本人である可能性は低い
35	H1	M5a	M5a1b	日本人である可能性は低い
36	－	U5a	U5a	日本人である可能性は低い
37	R1a	H5	H5	日本人である可能性は低い
38	I	H1b	H1b3	日本人である可能性は低い

39	N	Z1a	Z1a	判定不可
40	R1b	U4a	U4a2b	日本人である可能性は低い
41	–	D4e	G2a1	判定不可
42	N	H1m	H2a2a1	日本人である可能性は低い
43	–	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
44	–	H5	H5	日本人である可能性は低い
45	R1a	H1b	H1b	日本人である可能性は低い
46	–	U7	U7	日本人である可能性は低い
47	I	J	J	日本人である可能性は低い
48	–	H5a	H5a4	日本人である可能性は低い
49	–	H1a	H1a	日本人である可能性は低い
50	J2a	U3	U3	日本人である可能性は低い
51	R1a	J1b	J1b1a1	日本人である可能性は低い
52	N	J	J	日本人である可能性は低い
53	female	F2a	F2a	判定不可
54	–	A14	A14	判定不可
55	female	J	J	日本人である可能性は低い
56	I2	H11a	H11a	日本人である可能性は低い
57	R1a	T2	T2	日本人である可能性は低い
58	R1a	H2a	R0	日本人である可能性は低い
59	I	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
60	R1a	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
61	N	U4a	U5b2a1a2	日本人である可能性は低い
62	R1b	H24	H24	日本人である可能性は低い
63	R1a	H2a	H1+16311	日本人である可能性は低い
64	R1b	H2a	R0	日本人である可能性は低い
65	R1a	H1e	H1+16311	日本人である可能性は低い
66	E1b1b	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
67	N	H2a	R	日本人である可能性は低い
68	R1a	J1b	J1b1b1c	日本人である可能性は低い
69	female	U1b	U1b3	日本人である可能性は低い
70	R1a	T1a	T1a	日本人である可能性は低い

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑤ハバロフスク

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
2	R1a	H103	H103	日本人である可能性は低い
3	female	H11a	H11a1	日本人である可能性は低い
4	R1a	A	A+152+16362	判定不可
5	R1b	W6	W6	日本人である可能性は低い
6	R1b	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
7	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
8	R1b	T1a	T1a	日本人である可能性は低い
9	female	U7	U7	日本人である可能性は低い
10	female	J1b	J1b1a1	日本人である可能性は低い
11	G	H2a	R	日本人である可能性は低い
12	R1a	K1c	K1c2	日本人である可能性は低い
13	R1b	P5	R	日本人である可能性は低い
14	R1a	U5a	U5a1	日本人である可能性は低い
15	I	H1a	HV	日本人である可能性は低い
16	DE	HV1b	HV1b2	日本人である可能性は低い
17	female	HV6a	HV6a	日本人である可能性は低い
18	R1a	J2b	J2b1a	日本人である可能性は低い
19	G	C	C	判定不可
20	－	C5c	C5c+16234	判定不可
21	R1a	HV12b	HV	日本人である可能性は低い
22	R1b	H2a	H2a1f	日本人である可能性は低い
23	I	J	J	日本人である可能性は低い
24	female	J2a	J2a2b	日本人である可能性は低い
25	R1a	T	R	日本人である可能性は低い
26	R1a	HV12b	HV12b	日本人である可能性は低い
27	－	W	W+194	日本人である可能性は低い
28	－	HV12b	U4b3	日本人である可能性は低い
29	R1a	H1a	HV	日本人である可能性は低い
30	R1a	K	K	日本人である可能性は低い
31	R1a	U5b	U5b	日本人である可能性は低い
32	－	U5a	U5a	日本人である可能性は低い
33	R1a	K	K	日本人である可能性は低い
34	－	T1a	T1a	日本人である可能性は低い
35	I	U4c	U4c1	日本人である可能性は低い
36	R1a	J2a	J2a1a1e	日本人である可能性は低い
37	female	H2a	H	日本人である可能性は低い
38	R1a	H1a	H1a	日本人である可能性は低い

39	DE	M8a	M8a2'3	判定不可
40	–	H2a	R	日本人である可能性は低い
41	J	J1b	J1b1a1	日本人である可能性は低い
42	I	K	K1a26	日本人である可能性は低い
43	female	H2a	R	日本人である可能性は低い
44	female	H7d	R	日本人である可能性は低い
45	R1b	U2e	U2e	日本人である可能性は低い
46	I	M21b	L3	判定不可
47	–	H2a	R	日本人である可能性は低い
48	female	H3v	R	日本人である可能性は低い
49	R1a	H1a	H1a	日本人である可能性は低い
50	–	H1a	H1a	日本人である可能性は低い
51	R1b	H2a	R	日本人である可能性は低い
52	N	H7c	H7c	日本人である可能性は低い
53	R1b	W1e	W1e1	日本人である可能性は低い
54	–	U2e	U2e1f	日本人である可能性は低い
55	–	H2a	R	日本人である可能性は低い
56	R1a	R8a	R	日本人である可能性は低い
57	N	H2a	R	日本人である可能性は低い
58	N	N1b	N1b1	日本人である可能性は低い
59	N	H2a	R	日本人である可能性は低い
60	R1a	H1b	H1b2	日本人である可能性は低い
61	J2a	K	K	日本人である可能性は低い
62	N	H2a	R	日本人である可能性は低い
63	R1a	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
64	female	M5a	K1a	判定不可
65	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
66	N	H2a	R	日本人である可能性は低い
67	N	H2a	H	日本人である可能性は低い
68	R1a	U5a	U5a2e	日本人である可能性は低い
69	–	HV0a	HV0a1	日本人である可能性は低い
70	–	B5b	R	判定不可
71	–	I5c	I5c	日本人である可能性は低い
72	R1a	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
73	R1a	HV0a	HV0a1	日本人である可能性は低い
74	N	I1a	I1a1a3	日本人である可能性は低い
75	female	H2a	H	日本人である可能性は低い
76	–	K1a	K1	日本人である可能性は低い
77	I1	J	J	日本人である可能性は低い
78	N	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
79	I	H1b	R	日本人である可能性は低い
80	G	U5a	U5a2b1b	日本人である可能性は低い

81	–	H5	R	日本人である可能性は低い
82	–	I1a	I1a1a1	日本人である可能性は低い
83	R1a	J	J	日本人である可能性は低い
84	R1a	U4a	U4a1c	日本人である可能性は低い
85	R1b	H5	H5	日本人である可能性は低い
86	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
87	I	V7a	V7a	日本人である可能性は低い
88	female	U5a	U5a2a	日本人である可能性は低い
89	–	H2a	R	日本人である可能性は低い
90	female	G2a	G2a	判定不可
91	–	F1	F	判定不可
92	–	F1	F	判定不可
93	N	J2a	J2a1a1e	日本人である可能性は低い
94	–	U4c	U4c2a	日本人である可能性は低い
95	R1	H1a	H1a	日本人である可能性は低い
96	J2a	H1a	H1a1	日本人である可能性は低い
97	R1a	J	J	日本人である可能性は低い
98	R1a	H1b	H1b2	日本人である可能性は低い
99	female	HV13a	HV13a	日本人である可能性は低い
100	R1a	R11a	R11a	日本人である可能性は低い
101	R1a	T1a	T1a	日本人である可能性は低い
102	R1a	J	J	日本人である可能性は低い
103	R1a	U5b	U5b	日本人である可能性は低い
104	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
105	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
106	R1a	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
107	female	HV0	HV	日本人である可能性は低い
108	R1a	I1a	I1a	日本人である可能性は低い
109	R1	H2a	R	日本人である可能性は低い
110	R1a	H1b	R	日本人である可能性は低い
111	N	H2a	H	日本人である可能性は低い
112	–	F1b	F1b	判定不可
113	I2	U5b	U5b	日本人である可能性は低い
114	I	J2b	J2b1a	日本人である可能性は低い
115	R1a	T2	T2	日本人である可能性は低い
116	R1a	X	L3	判定不可
117	R1a	T2a	T2a1b	日本人である可能性は低い
118	E1b1b	W	W	日本人である可能性は低い
119	I2	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
120	female	M7c	M	判定不可
121	female	M7c	M	判定不可
122	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い

123	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
124	－	M6	M	判定不可
125	－	U3a	U3a	日本人である可能性は低い
126	R1a	T2	T2	日本人である可能性は低い
127	I	H39	H39	日本人である可能性は低い
128	female	U5b	U5b	日本人である可能性は低い

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑥ハバロフスク

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	D2	－	B4b1a1	判定不可
2	D2	－	N9a2	判定不可
3	O	－	M9a1a1b	判定不可
4	D2	－	B4c1b2c1	判定不可
5	D2	－	D	判定不可
6	D	－	M9a1a	判定不可
7	D2	－	D4c1	判定不可
8	O3	－	M7a+16324	判定不可
9	－	－	A5a	判定不可
10	－	－	G2a1c1	判定不可
11	C1a-M8	－	D	判定不可
12	－	－	M7a+16324	判定不可
13	D2-M125	－	M10a1a1	判定不可
14	O	－	A5a	判定不可
15	－	－	M7a1a7	判定不可
16	O3-M324	－	D	判定不可
17	－	－	N9a2	判定不可
18	－	－	M7b1a1a1	判定不可
19	－	－	D4a	判定不可
20	O3	－	H2a2a1g	判定不可
21	D2-M125	－	M7a+16324	判定不可
22	C	－	D4n	判定不可
23	E1b1b-M123	－	B2i1	判定不可
24	－	－	B4a1c3	判定不可
25	O	－	D	判定不可
26	－	－	B4d4	判定不可
27	－	－	B4a1c3b	判定不可
28	O	－	D4a7	判定不可
29	O	－	D4t	判定不可
30	O	－	M9a1a1a	判定不可
31	D2-M125	－	A5a	判定不可
32	E1b1b	－	－	判定不可
33	O3	－	D4t	判定不可
34	O2-K4	－	B5b2a1	判定不可
35	D2	－	G4	判定不可
36	O2-CTS713	－	D1d2	判定不可
37	D2	－	D1	判定不可
38	－	－	N9b4	判定不可

39	E1b1b-V22	-	F1b1a1a1a	判定不可
40	D2-M125	-	M7b1a1a1	判定不可
41	C	-	N9a1	判定不可
42	D	-	H2a2a1g	判定不可
43	D2	-	B4b1b	判定不可
44	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
45	R1a	-	N9a1	判定不可
46	N-m46	-	N9a1	判定不可
47	R1a-M448	-	N9a1	判定不可
48	I	-	N9a1	判定不可
49	female	-	N9a1	判定不可
50	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
51	-	-	U5a1h	日本人である可能性は低い
52	R1a	-	H5+16192	日本人である可能性は低い
53	N-L1034	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
54	N	-	H2a2a1g	日本人である可能性は低い
55	I	-	U5a2a	日本人である可能性は低い
56	R1a	-	N9a1	判定不可
57	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
58	-	-	N9a1	判定不可
59	D	-	H2a2a1	判定不可
60	D	-	N9a1'3	判定不可
61	R1a-M17	-	U5a1+@16192	日本人である可能性は低い
62	E1b1b	-	N9a1'3	判定不可
63	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
64	N-P43	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
65	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
66	-	-	U5a1b1	日本人である可能性は低い
67	R1b	-	H7d5	日本人である可能性は低い
68	female	-	HV4b	判定不可
69	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
70	-	-	T2e	日本人である可能性は低い
71	R1a	-	H2a2a1d	日本人である可能性は低い
72	R1a-M17	-	-	日本人である可能性は低い
73	R1b	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
74	R1a	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
75	female	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
76	R1a	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
77	R1b	-	HV4b	日本人である可能性は低い
78	N	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い
79	R1b	-	H1b2	日本人である可能性は低い
80	-	-	H2a2a1	日本人である可能性は低い

81	－	－	H2a2a1d	日本人である可能性は低い
82	female	－	T2b	日本人である可能性は低い
83	－	－	H2a2a1g	日本人である可能性は低い
84	N-M46	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い
85	－	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い
86	R1b	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い
87	－	－	H2a2a1g	日本人である可能性は低い
88	R1a-M17	－	T2	日本人である可能性は低い
89	－	－	U4a1c	日本人である可能性は低い
90	R1	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い
91	－	－	H1b1+16362	日本人である可能性は低い
92	R1a	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い
93	－	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い
94	O	－	H2a2a1	日本人である可能性は低い

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

本埋葬地は日本人(名簿登載者)と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる。

⑦ハバロフスク

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	female	R9b	R9b2	日本人である可能性は低い
2	R1a	U5b	U5b	日本人である可能性は低い
3	－	H10g	H10g	日本人である可能性は低い
4	－	K	K	日本人である可能性は低い
5	－	F3b	F3b	判定不可
6	female	HV0	HV	日本人である可能性は低い
7	－	K	K	日本人である可能性は低い
8	R1a	U4c	U4c1	日本人である可能性は低い
9	－	F1b	F1b	判定不可
10	R1a	H1e	HV	日本人である可能性は低い
11	R1b	J	J	日本人である可能性は低い
12	female	G1b	G1b+16129	判定不可
13	－	H11a	H11a2	日本人である可能性は低い
14	－	J	J	日本人である可能性は低い
15	R1a	J1c	R	日本人である可能性は低い
16	R1a	J	J	日本人である可能性は低い
17	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
18	I	U2e	U2e	日本人である可能性は低い
19	R1a	H39	H39	日本人である可能性は低い
20	R1a	U8a	U8a1a	日本人である可能性は低い
21	I	U5b	U5b	日本人である可能性は低い
22	J	J1c	J1c3e	日本人である可能性は低い
23	R1a	H5a	H5	日本人である可能性は低い
24	N	U5a	U5a1	日本人である可能性は低い
25	R1a	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
26	I2	U2e	U2e	日本人である可能性は低い
27	R1	R30a	R	日本人である可能性は低い
28	－	U5a	U5a1f1	日本人である可能性は低い
29	－	K2b	K2b1a1a	日本人である可能性は低い
30	R1a	C5a	C5a	判定不可
31	R1b	K1a	K1	日本人である可能性は低い
32	I	J	J	日本人である可能性は低い
33	female	K	K	日本人である可能性は低い
34	－	K	K	日本人である可能性は低い
35	I	U8a	U8a1a	日本人である可能性は低い
36	－	U5a	U5a1b1	日本人である可能性は低い
37	N	T	T2+16189	日本人である可能性は低い
38	female	T2a	T2b1b	日本人である可能性は低い

39	R1a	H1e	H	日本人である可能性は低い
40	R1a	H1z	R	日本人である可能性は低い
41	N	U5a	U5a2a	日本人である可能性は低い
42	O3	B4c	B4c1a1a	判定不可
43	–	HV12b	HV12b1	日本人である可能性は低い
44	–	H5	R	日本人である可能性は低い
45	R1a	J1c	R	日本人である可能性は低い
46	N	H1b	H1b2	日本人である可能性は低い
47	–	U7a	U7a4a1a	日本人である可能性は低い
48	N	U5a	U5a1b1	日本人である可能性は低い
49	G	H3x	H3x	日本人である可能性は低い
50	I1	T2e	T2e	日本人である可能性は低い
51	J2b	J	J	日本人である可能性は低い
52	J2	HV1a	HV1a1	日本人である可能性は低い
53	R1a	HV6	HV6	日本人である可能性は低い
54	female	H2a	R	日本人である可能性は低い
55	–	J	J	日本人である可能性は低い
56	–	H5a	R	日本人である可能性は低い
57	I	J	J	日本人である可能性は低い
58	R1b	H2a	R	日本人である可能性は低い
59	R1	J	J	日本人である可能性は低い
60	female	W	W	日本人である可能性は低い
61	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
62	J2a	T	T2b	日本人である可能性は低い
63	R1a	H10e	H10e	日本人である可能性は低い
64	R1a	H5	R	日本人である可能性は低い
65	E1b1b	H2a	R	日本人である可能性は低い
66	–	D4c	D4c1	判定不可
67	–	H85	H85	日本人である可能性は低い
68	R1a	U2e	U2e	日本人である可能性は低い
69	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
70	–	H1b	R	日本人である可能性は低い
71	R1b	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
72	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
73	R1a	U5a	U5a	日本人である可能性は低い
74	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
75	–	–	–	判定不可
76	R1a	–	–	日本人である可能性は低い
77	I	H39	H39	日本人である可能性は低い
78	C	M6	M	判定不可
79	–	D4j	D4	判定不可
80	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い

81	E1b1b	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
82	I	HV19	L3	日本人である可能性は低い
83	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
84	R1b	T2f	T2f2	日本人である可能性は低い
85	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
86	I	H2a	R	日本人である可能性は低い
87	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
88	–	C4c	C4a1a2a	判定不可
89	–	Q	L3	日本人である可能性は低い
90	R1b	W	W	日本人である可能性は低い
91	R1b	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
92	R1a	U4a	U4a2b	日本人である可能性は低い
93	D2	D4j	D4j3	判定不可
94	–	–	–	判定不可
95	R1a	HV12b	HV12b1	日本人である可能性は低い
96	E1b1b	H1b	H	日本人である可能性は低い
97	–	H15a	R	日本人である可能性は低い
98	–	U4a	U4a1	日本人である可能性は低い
99	R1a	H1a	H1an2	日本人である可能性は低い
100	–	U5a	U5a1b1	日本人である可能性は低い
101	N	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
102	R1a	D4j	D4	判定不可
103	R1a	J	J	日本人である可能性は低い
104	–	M6	M	判定不可
105	–	I1a	I1a	日本人である可能性は低い
106	–	J	J	日本人である可能性は低い
107	I	T2	T2	日本人である可能性は低い
108	R1a	J	J	日本人である可能性は低い
109	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
110	I	H11a	H11a2a2	日本人である可能性は低い
111	Q	B4	B4	判定不可
112	female	U2e	U2e	日本人である可能性は低い
113	–	H1b	H	日本人である可能性は低い
114	N	U5b	U5b1ba	日本人である可能性は低い
115	–	I1a	I1a	日本人である可能性は低い
116	I	I3a	I3a	日本人である可能性は低い
117	R1a	V7a	V7a	日本人である可能性は低い
118	N	H2a	R	日本人である可能性は低い
119	–	N1b	N1b1b	日本人である可能性は低い
120	N	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
121	R1a	I1a	I1a	日本人である可能性は低い
122	–	U5b	U5b1b1a	日本人である可能性は低い

123	R1b	U7a	U7a3b	日本人である可能性は低い
124	C	M8a	M8a	判定不可
125	D2	M7b	M7b1a1a1	判定不可

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑧イルクーツク

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	－	U5a	U5a1d2b	日本人である可能性は低い
2	－	H10e	H10e	日本人である可能性は低い
3	－	U4	U4	日本人である可能性は低い
4	C2	H2a	H29	判定不可
5	－	D4e	G2a+152	判定不可
6	J2	V7a	V7a	日本人である可能性は低い
7	－	U7b	U7b1	日本人である可能性は低い
8	KLT	H27	H1ae	日本人である可能性は低い
9	I	W	W	日本人である可能性は低い
10	E1b1b	D4b	D4b1a2a1	判定不可
11	R1a	HV0	HV0	日本人である可能性は低い
12	R1a	T	T2b	日本人である可能性は低い
13	R1a	D4e	D4j+16311	日本人である可能性は低い
14	R1a	V	V+@16298	日本人である可能性は低い
15	C2	M7b	M7b1a2a	判定不可
16	N	H1m	HV	日本人である可能性は低い
17	R1a	U3	U3	日本人である可能性は低い
18	C2	D4e	D4j+146	判定不可
19	N	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
20	I	HV0	HV0	日本人である可能性は低い
21	R1a	T	T2c1	日本人である可能性は低い
22	C2	D4b	D4b1a2a1	判定不可
23	E1b1b	H3v	H3v+16093	日本人である可能性は低い
24	R1a	H11a	H11a1	日本人である可能性は低い
25	N	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
26	R1b	I1a	I1a	日本人である可能性は低い
27	C2	G2a	G2a	判定不可
28	－	H1a	H1ap1	日本人である可能性は低い
29	－	－	－	判定不可
30	R1a	T	T2b	日本人である可能性は低い
31	－	H5	H5e1b	日本人である可能性は低い
32	C2	H1ap1	H1ap1	判定不可
33	C2	R9	F1d	判定不可
34	female	H11a	H11a1	日本人である可能性は低い
35	J2	U5a	U5a1d2b	日本人である可能性は低い
36	R1a	HV12b	HV12b1	日本人である可能性は低い
37	I	J1b	J1b1a1	日本人である可能性は低い
38	N	H2a	R0	日本人である可能性は低い

39	R1a	C	C	判定不可
40	-	U5a	U5a	日本人である可能性は低い
41	-	H2a	H2a1	日本人である可能性は低い
42	-	H3p	H3p	日本人である可能性は低い
43	R1a	H2a	R0	日本人である可能性は低い
44	C2	G1a	G1a3	判定不可
45	C2	G3	G2a1	判定不可
46	-	U5a	U5a2a	日本人である可能性は低い
47	female	D4i	D4i	判定不可
48	-	C4a	C4a1a3d	判定不可
49	R1a	H2a	R	日本人である可能性は低い
50	N	D4j	D4j3	判定不可
51	J2	H1a	H1a1	日本人である可能性は低い
52	-	H1b	H1b	日本人である可能性は低い
53	H1	U3	U3	日本人である可能性は低い
54	-	H2a	R0	日本人である可能性は低い
55	R1a	A1a	A1a	判定不可
56	-	D4m	D4m2a1a	判定不可
57	C2	H2a	R	判定不可
58	R1a	T2a	T2a1b	日本人である可能性は低い
59	N	I	I1	日本人である可能性は低い
60	-	H1a	H1a1a	日本人である可能性は低い
61	-	U3	U3	日本人である可能性は低い
62	-	T2b	T2b	日本人である可能性は低い
63	R1a	H3h	H76a	日本人である可能性は低い
64	R1a	C4a	C	判定不可
65	R1a	U5a	U5a1a1h	日本人である可能性は低い
66	R1a	U2e	U2e1b	日本人である可能性は低い
67	Q	D4b	D4b2b	判定不可
68	I	U2e	U2e1h	日本人である可能性は低い
69	I	U4b	U4b1b1b	日本人である可能性は低い
70	female	H1b	H1b	日本人である可能性は低い
71	R1	U7a	U7	日本人である可能性は低い
72	N	Z3a	Z3a	判定不可
73	R1b	H2a	R0	日本人である可能性は低い
74	N	H2a	R0	日本人である可能性は低い

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

検体の全体結果から、本埋葬地は日本人を主体とした埋葬地ではない。

⑨タンボフ

	Y	mtDNA		判定結果
	Haplogroup	Haplogroup		
	YHRD	MITOMASTER	EMPOP	
1	－	M10a	－	判定不可
2	－	D4a	－	判定不可
3	O	B4b	－	判定不可
4	－	M6	－	判定不可
5	D2-M125	M5	－	判定不可
6	D2-M125	D4a	－	判定不可
7	－	D4h	－	判定不可
8	O	M30d	－	判定不可
9	D2-M125	H5a	－	判定不可
10	－	D4a	－	判定不可
11	D2	G2a	－	判定不可
12	－	M6	－	判定不可
13	O	N9b	－	判定不可
14	－	D4c	－	判定不可
15	D2-M125	M7a	－	判定不可
16	D2	Y1	－	判定不可
17	E1b	L3b	－	日本人である可能性は低い
18	R1b	H1e	－	日本人である可能性は低い
19	Q1a2-M3	N9a	－	判定不可
20	O	D4a	－	判定不可
21	O2-CTS713	D4c	－	判定不可
22	D2	A5a	－	判定不可
23	D2-M125	M6	－	判定不可
24	O	A	－	判定不可
25	R1a	U5a	－	日本人である可能性は低い
26	D2-M125	G1a	－	判定不可
27	D2	G1a	－	判定不可
28	O2-CTS713	B5	－	判定不可
29	C	B4f	－	判定不可
30	I1	U5a	－	日本人である可能性は低い
31	D2	D4l	－	判定不可
32	O2-CTS713	B5	－	判定不可
33	－	H1e	－	日本人である可能性は低い
34	O3-M117	M7a	－	判定不可
35	－	M7a	－	判定不可
36	O3-M134	D5a	－	判定不可
37	O	B4c	－	判定不可
38	O	M7c	－	判定不可

39	O2-M176	Z	－	判定不可
40	R1b	H2a	－	日本人である可能性は低い
41	O3	N9b	－	判定不可
42	O2-CTS713	L3b	－	判定不可
43	－	D4c	－	判定不可

※「判定不可」は「日本人の可能性が低い」と判断できないものであり、日本人の可能性を示すものも含まれる。

本埋葬地は、基本的にロシア側の提示したとおりの日本人が埋葬された墓地であるが、一部、日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地である。

フィリピン

	Y	mtDNA	判定結果
	Haplogroup	Haplogroup	
1	O	R24	日本人である可能性は低い
2	K-M	B4b1a	日本人である可能性は低い
3	O以外	R24	日本人である可能性は低い
4	K-M	M7c3c	日本人である可能性は低い
5	K-M	N22	日本人である可能性は低い
6	O以外	P10	日本人である可能性は低い
7	O以外	B5b1c	日本人である可能性は低い
8	K-M	M7c3c	日本人である可能性は低い
9	O以外	M7b3	日本人である可能性は低い
10	A-J	M7c3c	日本人である可能性は低い

※本事例は、南方の遺骨においてもDNA鑑定が可能かどうか研究するため、平成22年度にフィリピンの複数の島から検体として採取したもの

【本事例に係る判定方法】

(1) Y染色体のSNPs/ハプロタイプについて

状態の悪い資料であったため従来行われるSTR型検査では結果が得られず、あくまでもミトコンドリアDNA系統解析を補佐するに留まるものとなっている。

(2) ミトコンドリアDNAハプロタイプについて

ミトコンドリアDNAのハプロタイプは、HV1、HV2領域、その他の領域の塩基置換からハプロタイプが決定されているものである。これらを日本人に多く見られるハプロタイプはTanaka et al.(2004) に公表されているデータ(n=1312)を、フィリピン人に多く見られるハプロタイプについては、Tabbada et al.(2010) に公表されているデータ(n=423)を参考にして検討した。

この判定基準は平成23年10月に報告済みの「フィリピンでの遺骨帰還事業検証報告書」と同一のものとなっている。

本有識者会議の名称変更について

- 本有識者会議は、戦没者の遺骨収集事業を行う指定法人の業務運営及び会計処理の適正実施、並びに厚生労働省が行う指定法人への指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集事業の適正実施のため、専門家からご意見及びご助言をいただくことを開催目的としているところ。
- 今後は、本有識者会議が上記目的に従い戦没者の遺骨収集事業に関し、全般的にご意見等を述べていただく会議であることを明確化するため、令和2年4月から以下のとおり名称を変更することとする。

(現行)

「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」

(変更後)

「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」

令和 2 年度遺骨収集関係予算案の主要事項

	【元年度予算】	【2 年度予算案】
1 遺骨収集事業等の推進	2, 3 6 1 百万円	→ 3, 0 0 4 百万円
（1）硫黄島遺骨収集事業 ・滑走路地区の面的調査等	1, 3 5 9 百万円	→ 1, 3 6 1 百万円
（2）南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	7 5 5 百万円	→ 1, 0 7 2 百万円
ア 現地調査及び埋葬地調査	3 2 6 百万円	→ 5 1 5 百万円
【実施地域】		
①フィリピン（5 班→13 班） ②東部ニューギニア（6 班→8 班）		
③ビスマルク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）（6 班→8 班）		
④マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）（3 班→6 班） ⑤ミャンマー（5 班→6 班）		
⑥インド（1 班→4 班） ⑦トラック諸島（新規 1 班） ⑧マーシャル諸島（新規 1 班）		
⑨その他（新規 5 班） ⑩インドネシア（5 班） ⑪パプア諸島（2 班）		
⑫旧ソ連地域（9 班→10 班）		
イ 遺骨収集	3 0 2 百万円	→ 4 2 7 百万円
派遣体制の強化に伴う増		
【実施地域】		
①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）		
④インドネシア ⑤パプア諸島 ⑥マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島） ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島		
⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ⑮その他南方地域		
旧ソ連地域（⑯ハバロフスク地方 ⑰沿海地方 ⑱ザバイカル地方）		
ウ 法人運営経費	1 2 7 百万円	→ 1 3 0 百万円
（3）海外公文書館の資料収集	2 3 百万円	→ 1 7 百万円

(4) 遺骨の鑑定	191百万円 →	521百万円
ア 鑑定実施体制の充実	183百万円 →	353百万円
(ア) DNA鑑定に係る体制の充実	148百万円 →	313百万円
(新) 戦没者遺骨専用のDNA鑑定機器の導入		
・DNA鑑定料の引き上げ		
(イ) 形質人類学的鑑定に係る体制の充実	35百万円 →	41百万円
イ 戦没者遺骨に関する研究の推進	8百万円 →	168百万円
(新) 次世代シーケンサによるSNP分析に係る研究委託		
(新) 形質人類学的鑑定に係る研究委託		
(新) DNA鑑定に係る研究委託		
・安定同位体比分析に係る研究		
(5) 遺骨・遺留品の伝達	33百万円 →	33百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

令和 2 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令 和 2 年 3 月
厚 生 労 働 省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和 2 年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー 5 班、マリアナ諸島 8 班、パラオ諸島 4 班、トラック諸島 1 班、マーシャル諸島 1 班、東部ニューギニア 8 班、ビスマーク・ソロモン諸島 6 班、インド 2 班、フィリピン 13 班、インドネシア 3 班、その他地域 8 班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ミャンマー	チン州、ザガイン地域、シャン州、カレン州、カヤー州、マグウェイ地域、マンガレー地域、モン州、バゴー地域等	5 月中旬	～	6 月上旬
		10 月中旬	～	10 月下旬
		11 月上旬	～	11 月下旬
		12 月上旬	～	12 月中旬
		3 月上旬	～	3 月中旬
マリアナ諸島	サイパン島、テニアン島、グアム島、パガン島	6 月下旬	～	7 月上旬
		7 月中旬	～	7 月下旬
		8 月中旬	～	8 月下旬
		9 月上旬	～	9 月下旬
		10 月下旬	～	11 月上旬
		1 月下旬	～	2 月上旬
		2 月上旬	～	2 月下旬
		3 月上旬	～	3 月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島、コロール州等	5 月下旬	～	6 月上旬
		7 月下旬	～	8 月中旬
		9 月中旬	～	9 月下旬
		2 月下旬	～	3 月中旬

トラック諸島	沈没艦船	9月頃	
マーシャル諸島	クエゼリン環礁、ミレ環礁、マジェロ環礁等	8月頃	
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州等	5月下旬	～ 6月中旬
		6月下旬	～ 7月中旬
		7月下旬	～ 8月上旬
		8月下旬	～ 9月中旬
		9月下旬	～ 10月上旬
		10月下旬	～ 11月上旬
		11月上旬	～ 11月下旬
		12月上旬	～ 12月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島等	5月下旬	～ 6月上旬
	ブーゲンビル島タロキナ、ブイン、シワイ等	7月上旬	～ 7月下旬
	ニューブリテン島西ニューブリテン州等	8月中旬	～ 9月上旬
	ガダルカナル島等	10月中旬	～ 11月上旬
	ピエズ島、マサマサ島等	11月中旬	～ 12月上旬
	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月中旬	～ 2月中旬
インド	マニプール州、ナガラランド州等	9月上旬	～ 9月下旬
		11月中旬	～ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、ベンゲット州、ラウニオン州、パンパンガ州、セブ島、ネグロス島、パ	8月上旬	～ 8月中旬
		9月上旬	～ 9月中旬
		9月上旬	～ 9月中旬
		10月上旬	～ 10月中旬
		10月上旬	～ 10月中旬
		11月上旬	～ 11月中旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		1月中旬	～ 1月下旬

	ナイ島、ギマラス島、 レイテ島	1月中旬	～	1月下旬
		2月中旬	～	2月下旬
		2月中旬	～	2月下旬
		3月上旬	～	3月中旬
インドネシア	パプア州・ビアク島	11月上旬	～	11月中旬
	西パプア州・マノク ワリ・ヤカチ	1月中旬	～	1月下旬
	パプア州・ジャヤプ ラ市	3月上旬	～	3月中旬
その他	バヌアツ、オースト ラリア、北ボルネオ、 モンゴル、鹿児島県 西之表市喜志鹿崎、 ミクロネシア連邦、 ギルバート諸島	5月下旬	～	3月頃

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域5班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	2月頃
マリアナ諸島	サイパン島、テナン島等	11月頃
パラオ諸島	ペリリュー島、アングウル島	11月下旬 ～ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	10月頃
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	6月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州等	2月頃
ビスマーク・ソロモン諸島	ソロモン諸島（ガダルカナル島）	10月頃
	ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島等）	2月下旬 ～ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島等	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月頃
		9月頃
その他	ギルバート諸島、モ	6月末頃 ～ 12月頃

	ンゴル、樺太・千島、 バングラデシュ、鹿 児島県西之表市喜志 鹿崎	
--	--	--

※ 1 派遣あたり概ね 10 名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を 4 班派遣し、現地調査を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ロシア	ハバロフスク地方	5 月下旬	～	6 月上旬
		6 月中旬	～	6 月下旬
	沿海地方	9 月中旬	～	9 月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6 月中旬	～	6 月下旬

※ 1 派遣あたり概ね 5 名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を 5 班派遣し、遺骨収集を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ロシア	ハバロフスク地方	7 月下旬	～	8 月上旬
		8 月下旬	～	9 月上旬
		8 月下旬	～	9 月上旬
	イルクーツク州	7 月下旬	～	8 月上旬

カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月下旬	～	9月上旬
--------	---------------------	------	---	------

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

- ロシア連邦政府等から名簿はあるが場所が不明な埋葬地について情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、本年4月に機密指定が解除されることを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年12月に開催された日・ウズベキスタン首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた御遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われるものについての現地調査を開始できるよう協議を開始したところ、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、関係者や有識者、関係省庁等と、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等についての会合等を行い、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」から示される、日本人戦没者である可能性の確認方法等についての提言を踏まえ、早急に方針を策定し、具体的な鑑定体制の強化を図る。

7. その他

- 本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。

令和 2 年 3 月 17 日

【照会先】

社会・援護局事業課鑑定調整室

室長 橋本 弘文（内線4524）

課長補佐 長谷川 公子（内線3473）

（代表番号）03－5253－1111

（直通番号）03－3595－2228

報道関係者各位

硫黄島及びタラワ環礁における戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請受付について

厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品などの手掛かり資料からご遺族が推定できる場合には、ご遺族からの申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合、ご遺骨をご遺族に返還しています。

今般、遺留品などの手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のため、令和 2 年 4 月から、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者のご遺骨について、広報等を通じてご遺族だと思われる方からの申請を募り、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施することとしましたので、お知らせいたします。

〔申請書の受付開始日〕

令和 2 年 4 月 1 日

〔申請書の提出方法〕

DNA鑑定の実施を希望されるご遺族は、「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載の上、厚生労働省社会・援護局事業課鑑定調整室に提出いただきます。

なお、申請書等の様式は厚生労働省の下記連絡先に請求いただくか、厚生労働省のホームページ（本日掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172647_00003.html）からもダウンロードいただけます。

〔連絡先及び申請書の提出先〕

（電話番号） 03－3595－2219

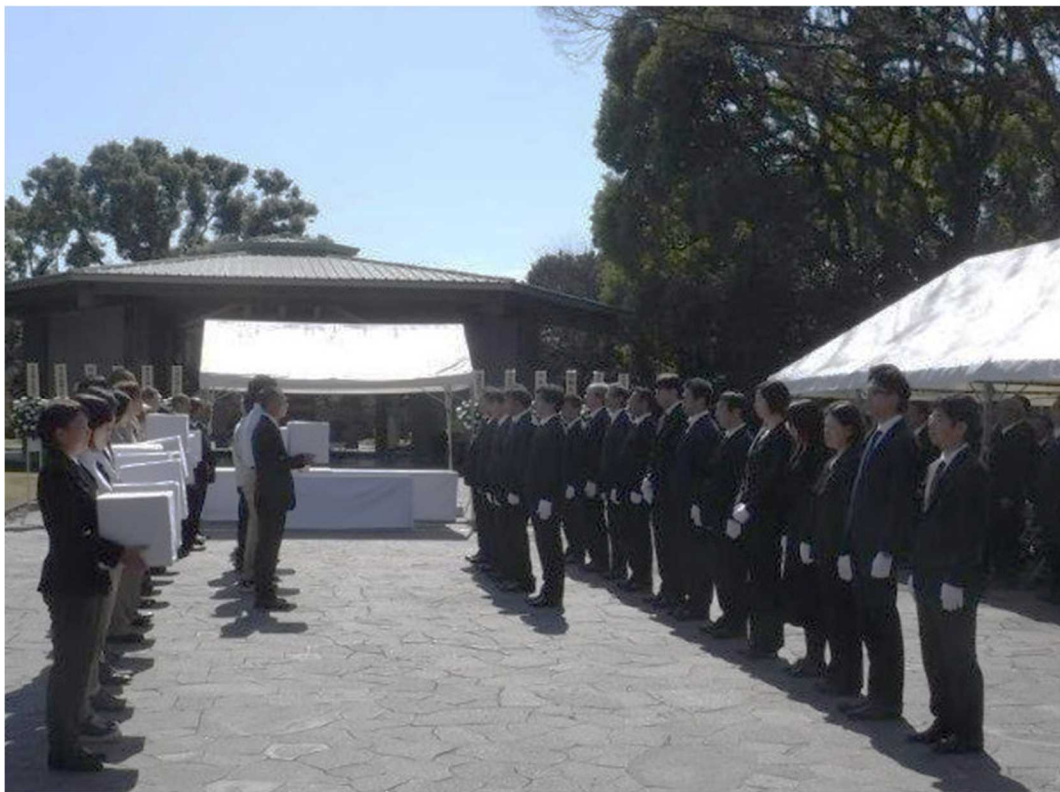
（メール宛先） dnakantei@mhlw.go.jp

（FAX宛先） 03－3595－2229

（郵送 宛先） 〒100－8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省 社会・援護局 事業課 鑑定調整室

遺骨収集事業の概要



厚生労働省社会・援護局

令和2年1月

○ 厚生労働省が実施する遺骨収集事業

厚生労働省が担う援護行政は、終戦に伴う引揚者対策に始まり、その後、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護などの問題に対応しつつ、種々の変遷を経て、今もなお、戦争によって残された問題の解決に取り組んでいます。その一環として先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施しています。

・ 地域別戦没者遺骨収容概見図

平成 30 年度末時点での各地域の遺骨収容状況は、以下の通りです。



海外戦没者（硫黄島、沖縄を含む）は約 240 万人にのぼります。平成 30 年度末の時点で未収容の御遺骨約 112 万柱のうち、約 30 万柱が沈没した艦船の御遺骨で、約 23 万柱が中国等、相手国・地域の事情により収容困難な状況にあります。これらを除く約 59 万柱の御遺骨を中心に、戦友等からの情報や海外公文書館から得られた情報を元に、具体的な埋葬場所の所在地を推定し、現地調査や遺骨収集を推進してまいります。

・ 遺骨収集事業の推移

昭和 27 年度以来、厚生労働省では海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施しています。

第 1 次計画
(昭和 27 年～32 年)

旧主要戦域となった各地を船舶等で巡航して実施し、もっぱら戦没者の御遺骨の一部を「象徴遺骨」として収容しました。

第 2 次計画
(昭和 42 年～47 年)

第 1 次計画後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、御遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになりました。こうした状況を踏まえ、第 2 次計画（6 年計画）により、航空機の利用や現地住民を雇用した遺骨収集を実施しました。

第 3 次計画
(昭和 48 年～50 年)

昭和 47 年に元日本兵・横井庄一氏が救出されたことにより、遺骨収集への国民の関心が高まりました。こうしたこと等を受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第 3 次計画（3 年計画）により、集中的に遺骨収集を実施しました。

昭和 51 年～平成 17 年

第 3 次計画までに相手国の事情等で御遺骨を収容できなかった地域のうち、新たに収容が可能になった地域等を中心に、継続的な遺骨収集を実施しました。

平成 18 年～現在

遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、平成 18 年度からは民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の情報収集を開始し、それに基づく遺骨収集を実施しました。

平成 28 年～
法律による
新たな取組

平成 28 年度に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立し、国の責務として、令和 6 年度までを集中実施期間とする新たな取組を開始しました。平成 28 年 8 月には、同法に基づき厚生労働大臣が、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定法人とし、以降、同協会とともに遺骨収集を実施しています。

・ 戦没者遺骨の年度別収容状況

政府派遣による戦没者遺骨の収容状況は、以下の通りです。

年 度	平成19年度 まで	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計 (単位：柱)
遺骨収集柱数	314,592	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223	2,521	1,437	1,054	885	939	836	344,570



ロシア（ハバロフスク地方）



硫黄島

・ 遺骨収集の一般的な流れ

① 事前準備

- ・ 御遺骨の所在情報に基づき、収集場所を決定
- ・ 関係国や現地の行政府等と調整
- ・ 派遣団体と打合せ

※ 遺骨収集の前に現地調査も行います。

② 結団式



出発前に派遣団員と打合せ。

③ 現地行政府への表敬訪問と打合せ



相手国政府や現地の関係機関の協力を得るため打合せを行う。

④ 遺骨収集



現地作業員と協力して収容作業を行う。



派遣団員によって1柱ずつ丁寧に御遺骨を収容する。

⑤ 遺骨鑑定



日本と現地の双方の遺骨鑑定人により、日本人戦没者であることを確認するために慎重に御遺骨の形質鑑定を行う。

⑥ 御遺骨の仮安置



帰還までの間、御遺骨を仮安置する。

⑦ 焼骨式・追悼式



御遺骨の一部をDNA鑑定用の検体として採取した後に、慰霊のため御遺骨を焼骨し、追悼式を行う。

⑧ 遺骨引渡式



派遣団から厚生労働省職員へ御遺骨が渡される。

⑨ 身元特定のためのDNA鑑定と千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨

DNA鑑定の結果、身元が特定された場合は、御遺族に御遺骨をお返しする。
身元が特定できず、引取り手のない御遺骨は、「国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨する。

○ DNA鑑定について

平成15年度から戦没者の御遺骨を御遺族へお返しするため、国（厚生労働省）の費用負担で身元特定のためのDNA鑑定を開始しました。遺留品等の手掛かり資料から御遺族が推定できる場合にDNA鑑定を行っています。このDNA鑑定は、専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において実施しています。

※ 長期間経過した御遺骨では、DNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合等があります。

・ 身元特定のためのDNA鑑定の一般的な流れ

① 相手国等から提供された埋葬地情報等を元に遺骨収集を行った後、御遺族へDNA鑑定のご案内をします。



② 御遺族が御遺骨とのDNA鑑定の希望する場合、検体採取キットを送付し、DNAサンプルを提供いただきます。



③ 御遺骨と御遺族から提供されたDNAサンプルを、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」を構成する大学にお渡しし、DNA鑑定を行います。



④ 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」にて、DNA鑑定の結果について議論を行い、収集した御遺骨と御遺族の間に血縁関係があるかどうかを判定します。



⑤ 血縁関係が確認され、身元が特定された場合は、御遺族に御遺骨をお返しします。



⑤ 身元が特定できない御遺骨は、「国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨します。



検体採取キット（御遺族用）

・ 御遺族に御遺骨をお返しした数(平成 30 年度末時点)

	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	総計※
遺族に御遺骨をお返しした数(柱)	1,343	68	41	41	20	50	1,563

※ DNA鑑定以外により判明し、御遺骨をお返しした数を含む。

・ 身元特定のためのDNA鑑定実施状況の状況(平成 30 年度末時点)

単位(件)

処理年度	①判明	①の内訳			②否定	②の内訳			①+②	①+②の内訳	
		a 旧ソ連地域	b その他	b の内訳		a 旧ソ連地域	b その他	b の内訳		旧ソ連地域	その他
平成15年度	8	8	0		0	0	0		8	8	0
平成16年度	47	47	0		24	6	18	沖縄 17 ノモンハン 1	71	53	18
平成17年度	157	157	0		36	36	0		193	193	0
平成18年度	168	168	0		245	245	0		413	413	0
平成19年度	149	149	0		187	184	3	沖縄 3	336	333	3
平成20年度	145	145	0		71	68	3	沖縄 3	216	213	3
平成21年度	86	84	2	硫黄島 1 PNG 1	76	76	0		162	160	2
平成22年度	46	43	3	フィリピン 1 PNG 1 沖縄 1	60	60	0		106	103	3
平成23年度	30	30	0		15	11	4	沖縄 4	45	41	4
平成24年度	32	30	2	硫黄島 1 サイパン 1	65	59	6	硫黄島 2 沖縄 3 ソロモン 1	97	89	8
平成25年度	68	64	4	PNG 1 沖縄 3	126	110	16	沖縄 16	194	174	20
平成26年度	65	65	0		125	125	0		190	190	0
平成27年度	43	43	0		93	93	0		136	136	0
平成28年度	40	39	1	占守島 1	394	92	302	沖縄 301 サイパン 1	434	131	303
平成29年度	16	14	2	沖縄 1・占守島 1	50	34	16	沖縄 16	66	48	18
平成30年度	49	49	0		444	94	350	沖縄 350(4地域分18、10地域分332)	493	143	350
総計	1,149	1,135	14		2,011	1,293	718		3,160	2,428	732

※ ①判明の数はDNA鑑定の結果、身元が特定された申請者(御遺族)及び御遺骨の数であり、②否定は身元が特定されなかった申請者(御遺族)の数である。

・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数(平成 30 年度末時点)

	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	納骨数総計※
納骨数(柱)	358,260	1,843	2,498	2,337	2,453	1,852	369,144

※ 納骨の後、DNA鑑定によって身元が特定され、千鳥ヶ淵戦没者墓苑から御遺骨をお出しし、御遺族にお返しした数を除く。

- ・ DNA鑑定等に関する現在の主な取組の概要

[遺留品等がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定]

沖縄については平成28年度から、遺留品等の手掛かり資料がない場合でも、御遺族にDNA鑑定を呼びかけることを試行的に実施しています。

また、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁においても、令和2年度から、遺留品等の手掛かり資料がない場合でも、御遺族にDNA鑑定を呼びかけることを試行的に実施する予定です。

[収容された御遺骨が日本人の御遺骨でない可能性があるとの指摘への対応]

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない御遺骨が収容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかったこと、それによって遺骨収集事業への信頼性を問われていることについては真摯に反省し、徹底的に調査した上で、改めて遺骨収集の実施体制の充実、強化を図っていきます。

現在、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の附帯決議に基づき設置された「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」をおき、これらDNA鑑定人会議において指摘のあった事例の御遺骨について、DNAから見た日本人である可能性の確認や、現地での骨の形質の鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認を行うとともに、日本人である可能性の標準的な確認方法の検討等を行っています。

また、来年度以降は、この標準的な確認方法に基づき、これまでに収容した御遺骨のうち、検体が採取できた御遺骨であって、DNA鑑定人会議で身元特定のための鑑定を実施したが身元特定に至らなかった御遺骨や、鑑定を実施していない御遺骨について、日本人である可能性の確認を行うこととしており、そのために必要な体制の確保を進めていきます。

お問い合わせ

○遺骨収集事業についてはこちら

厚生労働省社会・援護局事業課

東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3595-2228

FAX : 03-3595-2229

※本パンフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しております。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 戦没者遺族等への援護

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

○遺骨収集事業に参加ご希望の方はこちら

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

東京都港区虎ノ門 2-5-21 寿ビル 5 階

TEL : 03-3581-2755

FAX : 03-6206-1880

URL: <http://jarrwc.jp/>

ひと、くらし、みらいのために



ホーム

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

カスタム検索

検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

- ⚠️ 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。
- ・ [\(English\) Latest information on Coronavirus disease 2019 \(COVID-19\) is HERE.](#)
 - ・ [\(中文\) 新型冠状病毒感染症的资讯, 由此点进](#)
 - ・ [ハンセン病患者のご家族に対する補償金制度についてのお知らせがあります。](#)
 - ・ [旧優生保護法による優生手術等を受けた方へお知らせがあります。](#)

社会保障と税の一体改革

安心を
すっと。 元気を
もっと。

社会保障制度改革
社会保障制度改革
について紹介
しています。

2/6

災害関連情報

毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付 住所情報等の登録フォーム、雇用保険の簡易計算ツールほか詳しくはこちら

大臣・副大臣・大臣政務官（記者会見等）

年金生活者支援給付金について

社会保障制度改革

「働き方改革」の実現に向けて

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

医療保険のオンライン資格確認について

新着情報

2020年3月11日 ▶ [令和2年3月10日付大臣会見概要](#) **NEW**
大臣会見等

2020年3月11日 ▶ [「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」を更新しました。](#) **NEW**
重要情報

2020年3月11日 ▶ [調達情報 食品衛生申請等システムに係る運用保守業務（令和2年4～5月分）一式](#) **NEW**
その他

2020年3月11日 ▶ [調達情報 令和2年度厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給（運用、保守等）業務一式他9件](#) **NEW**
その他

2020年3月11日 ▶ [調達情報 食品保健総合情報処理システム運用保守業務一式](#) **NEW**
その他

[新着情報一覧](#) [報道発表資料一覧](#) [RSS](#) [RSSについて](#)

フォトレポート

2019年12月18日
▶ [厚生労働大臣室
フサノフ・ノジム・ウズベキスタン共和国雇用・労働関係大臣による表敬](#)

[フォトレポート一覧](#)

分野別の情報

健康・医療

関心の高いキーワード

- ▶ [診療報酬改定](#)
- ▶ [医療保険](#)
- ▶ [風しん対策](#)
- ▶ [子宮頸がん予防ワクチン](#)
- ▶ [食品](#)
- ▶ [水道](#)
- ▶ [その他の情報はこちら](#)

子ども・子育て

関心の高いキーワード

- ▶ [児童虐待防止対策](#)
- ▶ [くるみんマーク](#)
- ▶ [児童扶養手当](#)
- ▶ [里親制度](#)
- ▶ [その他の情報はこちら](#)

福祉・介護

関心の高いキーワード

- ▶ [自殺対策](#)
- ▶ [生活保護・福祉一般](#)
- ▶ [認知症サポーター](#)
- ▶ [成年後見制度利用促進](#)
- ▶ [障害者優先調達推進法](#)
- ▶ [介護分野における新たな外国人材の受入](#)
- ▶ [その他の情報はこちら](#)

雇用・労働

関心の高いキーワード

- ▶ [36協定雇等作成支援ツール・就業規則作成支援ツール](#)
- ▶ [教育訓練給付制度](#)
- ▶ [ストレスチェック](#)
- ▶ [働き方・休み方改善ポータルサイト](#)
- ▶ [派遣労働者の同一労働同一賃金](#)
- ▶ [人材開発](#)
- ▶ [その他の情報はこちら](#)

年金

関心の高いキーワード

- ▶ [年金ポータル](#)
- ▶ [社会保障協定](#)
- ▶ [iDeCo（個人型確定拠出年金）](#)
- ▶ [公的年金の積立金運用](#)
- ▶ [確定拠出年金制度](#)
- ▶ [年金生活者支援給付金](#)
- ▶ [ねんきんネット](#)
- ▶ [その他の情報はこちら](#)

他分野の取り組み

関心の高いキーワード

- ▶ [戦没者遺族等への支援](#)
- ▶ [戦没者慰霊事業の実施（式典、遺骨収集等）](#)
- ▶ [地域共生社会](#)
- ▶ [災害情報](#)
- ▶ [行政手続きの簡素化](#)
- ▶ [国際関係](#)
- ▶ [その他の情報はこちら](#)

他分野の取り組み 戦没者遺族等への援護

- トピックス
- 重要なお知らせ
- 施策情報
- 関連審議会・検討会等
- 政策分野関連情報
- 政策分野に関連のサイト

戦没者遺族等に対する援護施策の推進

戦没者遺族等に対する援護施策を充実させるため、戦没者の遺骨の帰還や慰霊巡拝などの取組事業、戦没者遺族や戦傷患者などへの援護年金等の支給、中国残留邦人への帰国援護や帰国後の生活支援などを推進しています。



全国戦没者追悼式



ニューギニア戦没者の碑



～まだ見ぬ肉親を求めて～
「身元未判明中国残留日本人被災者鑑」



～戦没者追悼式～
戦没者追悼式に関する情報提供
会の取組



中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム
～中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム～
「平成27年11月14日（土）・金沢市」開催

トピックス

関連政策資料「社会・労働関係」 トピックス一覧

- 2020年3月11日掲載 田中幹「しょうがい者の就職について」 [\[PDF\]](#)
- 2020年2月27日掲載 田中幹「しょうがい者の就職について」 [\[PDF\]](#)
- 2020年1月29日掲載 令和2年度職業能力開発促進事業の取組について（※お読みください）
- 2020年1月7日掲載 計数調査厚生労働省の海外出張について
- 2019年12月18日掲載 「戦没者遺族のD N A鑑定」において本人でない遺骨が収容された同姓氏が新たに採集された事例について

ページの先頭へ戻る

重要なお知らせ

- 戦没者遺族等に対する援護施策の推進に関する取組
- 「戦没者遺族の表に付する戦没者追悼式」の取組について

ページの先頭へ戻る

施策情報

- 戦没者遺族等に対する援護施策の推進に関する取組
- 中国残留邦人等への援護
- 戦没者遺族の表に付する戦没者追悼式
- 戦没者遺族の表に付する戦没者追悼式

ページの先頭へ戻る

関連審議会・検討会等

- 関連審議会
- 社会・労働関係政策に関する検討会

ページの先頭へ戻る

政策分野関連情報

- 戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について
- ベトナム政府から提供された戦没者に関する資料について～資料の一覧や死亡者名簿が閲覧できます～
- 旧軍人軍属の遺品等について
- 結果員証書状像～私の結果員証～
- 結果員に係る遺骨収集推進に関する関係審議会
- 海外民間設立戦没者慰霊碑等の建立者を探しています
- 旧陸海軍から引き継がれた資料の写し等の請求について
- 法令・通知検索
- ～まだ見ぬ肉親を求めて～身元未判明中国残留日本人被災者の方々の情報検索ができます
- 産直した元上官からの聞き取り資料（海外戦没者死体状況）
- 中国残留邦人等の証言映像～運命の軌跡～
- 戦没者の遺品をお持ちの方へ
- 中国語の対応が可能な介護事業所をお探しの方へ
- 沖縄県の10地域で収容された戦没者遺骨のD N A鑑定申請受付を開始しました。

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 年金

他分野の取り組み

- 国際関係
- 研究事業
- 社会関係全般
- 労働政策全般

戦没者遺族等への援護

- 災害
- 情報政策
- 行政手続の簡便化
- 「防衛150年」関連施策

- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等
- 国会関係
- 予算および決算・税関の概要
- 政策評価・効果評価

リーフレット等一覧

戦没者遺族等に関する取組



印刷用【PDF形式：1,387 KB】

戦没者遺族等に関する取組ポスター



印刷用【PDF形式：2,431 KB】

遺骨収集事業の概要



印刷用【PDF形式：1,024 KB】

ページの先頭へ戻る

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 各分野の取り組み > 戦没者慰霊事業への支援 > 戦没者慰霊事業の実施（式典、遺骨収集等）

各分野の取り組み

戦没者慰霊事業の実施（式典、遺骨収集等）

- 1 戦没者慰霊のための式典
- 2 海外旧主要戦域等での遺骨収集や慰霊巡拝など

1 戦没者慰霊のための式典

全国戦没者追悼式の举行

毎年8月15日、政府主催により、先の大戦による戦没者310万人を追悼するため、天皇皇后両陛下（御臨幸のもとに）



PDF 全国戦没者追悼式での天皇陛下おことば、内閣総理大臣式辞及び追悼の辞 [PDF形式：374KB]

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の举行

遺骨収容などにより海外などから持ち帰られた戦没者の御遺骨のうち、遺族に引き渡すことのできない御遺骨を東京都千代田区内にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨し、併せてこの墓苑に納められている御遺骨に対して拝礼を行う「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」を、厚生労働省主催により毎年5月下旬に、皇族の御臨席のもとに举行しています。なお、これまでの納骨数は約37万柱となっています。



2 海外旧主要戦域等での遺骨収集や慰霊巡拝など

遺骨収集の実施

海外などからの戦没者の御遺骨の収集は、昭和17年度から南方戦域において行われました。その後、平成1年度からは旧ソ連地域における戦没者死体骨について、更に平成6年度からはモンゴルにおける戦没者死体骨について、調査の収集が実施されました。

この結果、これまでに約30万柱の御遺骨を収集し、戦没者遺族や一般市民の御遺骨が持ち帰ったものを含むると、海外戦没者約240万人のうちの約半額（約128万柱）の御遺骨が収集されています。

戦没者の御遺骨が収集されている地域は、相手国の事情や関係その他の自然条件等により収集が難しい地域が概ね見られます。このため、相手国政府等からの御遺骨収集の要請に答へ、その上、情報に基づき、御遺骨の収集を実施することとしています。相手国の事情により御遺骨の収集が難しい国には、外務省と連携し御遺骨の収集の実現に向けて努力しているところがあります。なお、旧ソ連及び旧ソ連旧地域においては、先の大戦の後に約57万5千人の

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 年金
- 社会保障全般
- 労働政策全般
- 戦没者遺族等への支援
- 災害
- 情報政策
- 行政手続の簡素化
- 「明治150年」関連施策

組織別の政策一覧

- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算・税制の概要
- 政策評価・技法評価

関連リンク

- 情報公開サービスポータル
- 子どものページ

携帯ホームページ

- 携帯版ホームページでは、戦没者慰霊事業の推進についてお知らせしています。

戦没者遺骨収集事業の概要

令和元年12月

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-5-21 寿ビル5階

電話 03-3581-2755 FAX 03-6206-1880

ホームページ <http://jarrwc.jp/>

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）は、国の行う戦没者の遺骨収集及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与することを目的に平成28年7月1日に設立しました。

平成28年8月19日、本協会は厚生労働省から遺骨収集業務を行う唯一の法人として指定を受けて、厚生労働省の指導の下、本協会の社員団体の協力を得て戦没者の遺骨の収容や本邦への送還を行い、戦没者の遺骨収集を推進します。

本協会が遺骨収集を実施している主な地域



設立趣意書

先の大戦が終わり、70年余の歳月が流れました。激戦のさなか、隣で倒れた戦友に「きっと迎えに来るから」と約束してその場を離れざるを得なかった戦士も多くは亡くなり、あるいは卒寿を迎えました。

物心ついたころ、父は戦場にありと聞かされた幼子は、父を睨に見つても、父が帰ることはなく、遺児となり、いまや高齢者と呼ばれる年齢に達してしまいました。

戦後、焦土から立ち上がった日本は、たちまち先進国と称されるまでの復興を遂げましたが、戦後処理は生存者中心にならざるを得ず、戦没者の遺骨について胸を痛める遺族や戦友も多かったのです。

そんな遺族や戦友に、ここへ来て、一条の光明が射してきました。平成28年3月、国会は全会一致で、戦没者の遺骨収集を推進する法律を成立させました。国が責任を持って、概ね10年の集中期間を設けて遺骨収集に力を注ぐことが謳われ、国の計画に沿って、国から事業委託を受けて遺骨収集に従事する団体を指定し、その団体が集中して効率的に遺骨収集事業に取り組み、成果をあげようというものです。

遺族中心の団体、戦友と遺族が一緒になった団体、戦後生まれながら戦死者の心情に思いをいたし崇敬の念を持って活動する団体が、ここに結集しました。

今まで自主的に、あるいは国の遺骨収集事業に協力し国の内外で活動してきた12の団体が、これまでの経験、知識をもとに、結束、連携し、経験則を共有しながら、この事業を進めるならば、必ずや成果が上がるものと確信します。

我々は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を設立し、国の指定法人を目指します。指定を受けた後は、内外の情報を精査してその地に適切な派遣団を編成し、国費を効果的に活用して機動的に遺骨の収容、帰還に全力を傾け、内外110万余の還らざる遺骨を1柱でも多くお迎えすることにより、英霊の慰霊と顕彰に尽くし、ご遺族や関係者の期待に応えることを、ここに、決意いたします。

平成28年7月1日

組織の概要

(令和元年12月現在)

社員団体

一般財団法人
日本遺族会

硫黄島協会

公益財団法人
大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

特定非営利活動法人
JYMA日本青年遺骨収集団

一般財団法人
全国強制抑留者協会

特定非営利活動法人
国際ボランティア学生協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人
日本地雷処理を支援する会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

公益社団法人 隊友会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

役員

会 長 尾辻 秀久 参議院議員

副会長代表理事 眞野 章 一般社団法人
全国国民健康保険組合協会会長

副会長 水落 敏栄 一般財団法人
日本遺族会会長・参議院議員

専務理事
(代表理事) 竹之下 和雄 (専従役員)

理 事 伊藤 隆 公益財団法人
大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
常務理事兼事務局長

理 事 岩淵 宣輝 特定非営利活動法人
太平洋戦史館会長理事

理 事 森本 浩吉 東部ニューギニア戦友・遺族会
事務局長

理 事 寺本 鐵朗 硫黄島協会会長

理 事 住田 陸快 全国ソロモン会副会長

理 事 赤木 衛 特定非営利活動法人
JYMA日本青年遺骨収集団理事
(代表)

理 事 影山 幸雄 水戸二連隊ペリリュー島慰霊会
事務局長

理 事 渡邊 榮樹 特定非営利活動法人
日本地雷処理を支援する会顧問

監 事 畔上 和男 一般財団法人
日本遺族会専務理事

監 事 井上 達昭 特定非営利活動法人
JYMA日本青年遺骨収集団理事

事業の概要

①公文書館での資料調査



②現地調査事業



現地での情報収集
(証言等の聞き取り)

事業PR活動
遺骨情報に基づき試掘

③遺骨収集事業

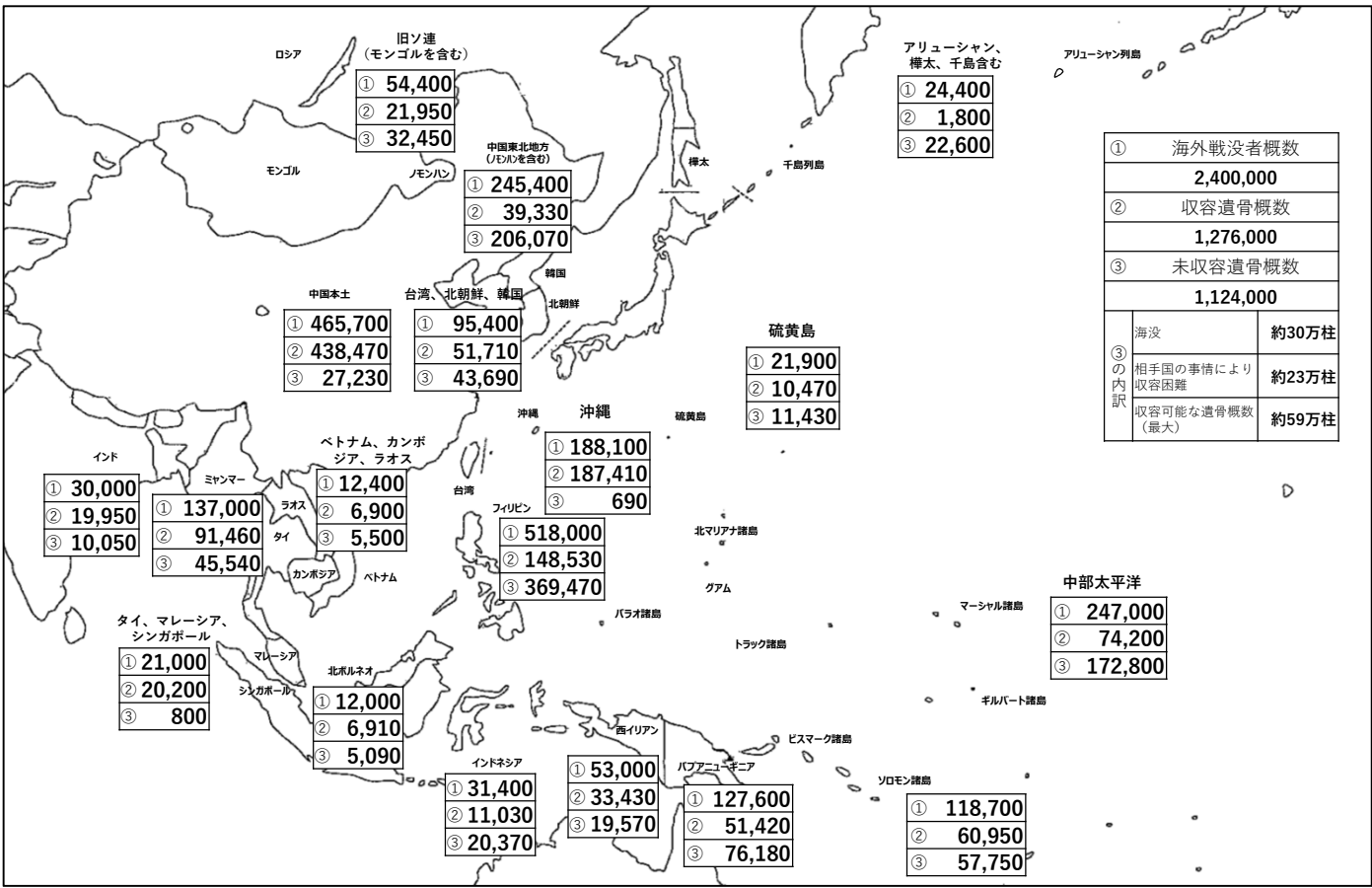


現地での追悼式



④遺骨引渡式

地域別戦没者遺骨収容概見図（令和元年10月末現在）



平成28年度以降の遺骨送還実績（令和元年度10月末現在）

地域	詳細地域	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	地域別 計
樺太	—		18	2		20
旧ソ連	—		209	112	61	382
インド	—		3			3
ミャンマー	—	10	12	30		52
東部ニューギニア	—	112	83	42		237
ビスマーク・ソロモン諸島	ビスマーク諸島	173	315	406		894
	ソロモン諸島	150	137	88		375
中部太平洋	マリアナ諸島		39		249	288
	パラオ諸島	15	79	45	5	144
	トラック諸島	11		3		14
	マーシャル諸島			48		48
硫黄島	—	19	17	42	7	85
	総計	490	912	818	322	2,542

※推進協会が実施した遺骨送還実績である。



News & Topics
戦没者遺骨収集の概要